

議事日程(第2号)

令和5年12月8日 午前9時04分開議

- 日程第1 発議第5号 ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書(案)
- 日程第2 発議第6号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書(案)
- 日程第3 議案第64号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第69号 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第70号 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第71号 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第73号 吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第75号 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第76号 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第77号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第78号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第79号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定について

- 日程第24 議案第85号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第86号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第87号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第88号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第89号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第90号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第91号 吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第92号 令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第93号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第94号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第95号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第96号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第97号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第98号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第5号 ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）
- 日程第2 発議第6号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）
- 日程第3 議案第64号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第69号 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第70号 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第71号 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第73号 吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定について

- 日程第13 議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第75号 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第76号 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第77号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第78号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第79号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定について
- 日程第24 議案第85号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第86号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第87号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第88号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第89号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第90号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第91号 吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第92号 令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第93号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第94号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第95号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第96号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第97号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第98号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |

5番 河村由美子君
7番 河村 隆行君
9番 藤升 正夫君
11番 庭田 英明君
6番 松蔭 茂君
8番 大庭 澄人君
10番 中田 元君
12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君		

午前9時04分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前、おつなぎをしておきます。報道機関より写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

日程第1. 発議第5号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、発議第5号ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、発議の提案をさせていただきます

と思いますが、タブレットでは、議会運営委員会のところを開いていただきますと、ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）というのがありますので、よろしく願いをいたします。

提案に先立ちまして、1点修正がございますので、議長にお諮りをお願いしたいということで、申し述べておきたいと思います。

訂正の箇所ですけれども、本文の2行目の後半に、紛争は1か月以上が経過しというふうにしてありますが、10月7日から既にあるものですから、これを2か月以上と、1か月を2か月に変更のお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安永 友行君） ただいま、発議者の藤升議員のほうから訂正の申出がありましたが、内容については、本文の2行目の最後のほうですが、1か月を2か月に訂正するという事です。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めて、訂正を認めます。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。それでは、発議第5号を読み上げて提案をさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、日本は今年G7議長国であり、アメリカ、イギリスなど欧米5か国が発表したイスラエルを支持する共同声明には加わっていません。多数の子どもと女性が犠牲になっている事態を止めるための提案でありますので、よろしく願います。

本文に入らせていただきますが、ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）。

ハマス等パレスチナ武装勢力（以下「ハマス等」という）が、本年10月7日に行った攻撃で激化したハマス等及びイスラエル間の紛争は、2か月以上が経過し、一時的な戦闘中止がなされているものの、いまだ恒久的な停戦に向けた行動はなされていません。

11月10日の時点において、イスラエル側の死者数が1,200人以上（国連人道問題調整事務所発表）ガザ地区での死者数が1万1,078人（ガザ地区地元当局発表）とされています。また、ガザ保健省のデータによると、11月3日時点のガザ地区での死者数のうち、67%が子どもや女性とされているほか、少なくとも192人が医療従事者とされています。

ハマス等側に捕らえられたとされる、約30人の子どもを含む240人の人質について、その一部が複数回に分けて開放されているものの、いまだ全員の開放には至っていません。

紛争当事者には、常に国際人道法及び国際人権法の規則を遵守することが求められます。特に子ども及び医療従事者については、その保護のための特別の規定が用意されており、このように大勢の子ども及び医療従事者を含む人命等の犠牲を正当化できるものは何もありません。ハマス等及びイスラエル双方が行っていることは、国際人道法及び国際人権法に違反するものです。

政府におかれましては、国際社会と連携して、双方に対して恒久的な停戦と人質の解放並びに国際人道法及び国際人権法を遵守するよう働きかけることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしましては、内閣総理大臣と外務大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 意見書（案）に反対するものではありませんが、この内容の中に、ハマス等ということが書いてありますが、ハマス等の等は、何を想定されておるのか分かりますか。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ハマス等というふうに表現させていただいたのは、ハマスばかりではなく、ほかにも名前が挙がっている、ちょっと今すぐに名前が出てきませんが、ほかの組織も加わっている。ハマスだけではないということで、ハマス等という表現とさせていただいております。

また、総務常任委員会のほうに付託ということで予定をされておりますので、その中で、今の等の詳細の部分についても調査して、最終日にまた報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第2 発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第2、発議第6号軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求め

る意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは続いて、発議第6号について提案をさせていただきたいと思えます。

吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由は、免税軽油の制度は、大型の農業機械などを使う生産者にとって経営を支えるためにも必要不可欠であることから、制度の延長と恒久化を求めるためであります。

意見書（案）を読み上げます。

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内市場が縮小に向かっていく中、燃料・資機材価格等をはじめとしたあらゆる物価が高騰しています。地域経済を担っている生産者・事業者は、農林水産物等の生産と安定供給、必要な社会基盤の維持を通じて、国民の安全安心に寄与すべく努力を続けていますが、昨今の物価高騰による上昇分を販売価格に転嫁とはならず、地域産業を取り巻く経営環境は、一層厳しさが増しています。

道路を利用しない機械等の燃料として使用する、軽油に係る軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）は、平成21年度の地方税法の改正において、軽油引取税が道路特定財源としての目的税から普通税に変更されたことに伴い、平成24年3月末をもって廃止されることとなっていました。各界の強い要請により、特例措置（3年ごとの適用期限延長）として、令和6年3月末まで免税措置が講じられています。

免税軽油制度は、農林水産業における作業用機械等への活用を始め、砕石、木材加工、とび・土工工事等、県内における幅広い産業の経営安定に貢献するものです。軽油引取税の課税免除特例措置は、地域経済を支える産業にとって安全かつ安定的に事業を行うために、必要不可欠な制度となっています。

国会並びに政府におかれましては、広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和6年度以降も継続するとともに、その恒久化についても、検討されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済産業大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この免税軽油ですが、現在の免税軽油の税率についてお伺いしま

す。現在どのような税率になっていますか。軽油が幾らで、税率が何ぼで、もし具体的に分かりましたら、知らせてください。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 免税の分ですが、課税が32.1円と記憶しておりますが、その分についての免税がされるということで、県のほうは軽油課税課のほうで取扱いをしております。手続き等について、少し面倒、たくさん書類を出さなければならないということもありますが、そのことによって、生産費に係る費用を抑えているという実情があります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第3. 議案第64号

日程第4. 議案第65号

日程第5. 議案第66号

日程第6. 議案第67号

日程第7. 議案第68号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第3、議案第64号吉賀町公園施設の指定管理者の指定についてから、日程第7、議案第68号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日のところから順次、議案の上程をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、先般、12月6日、開会初日でしたが、この日に新たな議会構成が決定をしたということで聞き及んでおります。引き続き、町政発展に向けて、真摯な御議論賜りますように、この場をお借りをしてお願い申し上げておきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、準備をさせていただきました議案第64号から68号まで、5つの議案につきまして一括で上程をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第64号吉賀町公園施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町公園施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市398番地2、名称、株式会社サンエム、代表者名、代表取締役齋藤達雄。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

議案第65号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について。

吉賀町森林活用環境施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町森林活用環境施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町有飯444-2、名称、吉賀町コウヤマキギャラリーの会、代表者名、槇田祥恵。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第66号吉賀町交流施設の指定管理者の指定について。

吉賀町交流施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町交流施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市398番地2、名称、株式会社サンエム、代表者名、代表取締役齋藤達雄。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第67号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について。

吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら。
- 2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町有飯238-2、名称、株式会社郷里、代表者名、代表取締役、正木利幸。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第68号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

吉賀町老人福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町老人福祉センター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木81番地、名称、株式会社柿の里、代表者名、代表取締役山脇裕子。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 指定管理者の全体に関わる分ですので、最初のところでお聞きをいたしたいと思います。全協資料の14ページがありますが、ここにリスク分担表がありますが、この下段のところに、「光熱水費の変動に伴う経費の変動については、第一次責任は指定管理者が有するものとするが、その変動が著しく大きいと認められる場合は、協議することができる。」、もう1点、「新型コロナウイルス感染症については不可抗力とする。」というふうにされておりますが、この文については、協定書のほうに明記をされるものか、また、著しく大きいとはどの程度を指すものなのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

第1点目の協定書への明記ということでございます。議決を賜ればということになりますが、その後にもまた、指定管理候補者の方と協定をという手続きがありますが、その際に、協定書にこのリスク分担表もつけるということになります。その際に、こうした表現は明記した上で、協定を締結するというふうにご考えておるところであります。

それから、著しく大きいというところでもあります。施設ごとの状況によって数値的なところをなかなか表現するのが難しい部分ではありますが、一つの目安として私どもが持っておりますのは、10%以上の変動ということをご考えているというところでもあります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは続きまして、同じく全協の資料の15ページのところに、選定経過の説明がされております。ここで、指定管理者制度更新検討会ということでご挙げてお

ります。この検討会で議論になった事項について、説明をしていただきたいと思います。また、今回の更新に当たって留意した事項、変更した事項はあるのか、この点の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 全員協議会、15ページ上段ですけれども、指定管理者制度更新検討会、これは全体を総括します総務課、それから、施設を担当するそれぞれの担当課、さらには副町長も参加していただいて、指定管理者の選定の手続きに入る前に一定の準備をしたというような会議でございます。

その中で、いろいろな話が出たわけなんですけれども、特に、これまでもいろいろと御意見と申しますか、御質問をいただいております、指定管理料の基準額の算定におきまして、特に人件費の部分とか燃料費の部分ですね、それをどのように今後の5年間を見込んでいくのかというところなどは、すぐに結論ということにはならず、何回か議論を積み重ねたというところがあります。

それから、留意事項等ということですが、先ほど御質問いただきましたリスク管理表の一番下にですね、※印を追加したというような内容なんですけれども、結果としてあいつた表現を入れる。これは、これまでの5年間の指定管理施設の運営において、一つの経験というか、そうしたものがありますので、今後そうしたことがあるかないか、それはなかなか分からないわけなんですけれども、そうしたものを書き加えるというようなところが議論の一つ中心になったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関連でお聞きしますが、全協のときにもお聞きしたんですが、スポーツ公園がこのたびの指定管理施設から外れておりますが、これはサンエムさんのほうが手を挙げなかったということで、理由をお聞きしましたが、先日はサンエムさんの都合で挙げなかったということで、理由は分からないということでありましたが、当然、そのときに指定管理にならなかったということは直営でやるということの説明がありましたが、スポーツ公園以外で、このたび直営になった施設がありますか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 12月1日の全員協議会でも若干説明させていただきましたけれども、スポーツ公園については、公募をかけましたが、応募がございませんでした。現在、再公募という手続きをとっております。という状況ですので、スポーツ公園が必ずしも直営という形では、まだそうした確定的な話ではございません。

それから、今回の指定管理の更新手続きにおいて、新たに直営施設に切り替わったという施設

はございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 指定管理制度のメリットは、民間によれば直営よりもサービスの向上と、それから指定管理料のコストの削減と思うんですが、サンエムさんに答えるわけではありませんが、長年、指定管理としてずっとやられておられて、多分その指定管理料も、サンエムさんの収入に入っていると思うんですが、そこをこのたび手を挙げなかったということは、それなりの相当な理由があると思うんですが、それについては我々がどうこう言いませんが。やはり、今、再公募をかけているということでありますが、恐らく、サンエムさんが手を挙げなかった場合は、再公募をされてもノウハウが分かりませんので、手を挙げるところはないと思うんです。

そうしますと、先ほど言いましたように、サービスの向上、あるいはコストの削減という指定管理制度そのものについて、反対になると思うんですが、やはり長年、ノウハウを習得されて、指定管理としてやっておられるところが手を挙げなかったということは、それなりの理由がありますので、そこについてはやはり、担当課のほうでしっかり説明なり、また、指摘があったかどうか分かりませんが、是正するところがあれば、しっかり是正をしてやらなければならないと思うんですが、そのことについてお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。スポーツ公園のことについて御質問いただいております。

このたび、スポーツ公園の指定管理について、公募をさせていただきましたが、残念ながら、応募がございませんでした。

これまで、長年お願いしてきた企業さんがございますが、そちらの企業さんのほうからも応募はなかったということで、理由については、そちらの企業さんの経営判断上のことだろうというふうに思っております。

一方、施設の管理運営上ですと、何か見直しをしていかなければならない点、そういったところがあれば、やはり改善、見直しをしていくべきだというふうに思っております。今後もそういった形で見直し、改善を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 個別の施設についてお伺いしますが、まず、真田のポケットパーク、これの利用実績。今までのですね。それで、基準額が152万9,000円となっていますが、主に何の経費を計上されているのかと。

それから、仕様書に低木等の伐採とありますが、国道側の垣根となっている樹木の剪定ではと

思っておりますが、その辺の仕様書との関連についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、真田のポケットパークについてということによろしいですかね。真田のポケットパークについては、吉賀町公園施設というところの区分の中に入っております。深谷公園、みろく公園、正国公園、水源公園、水源会館でポケットパークというところでは。

ポケットパーク市場に関しては、使用料の設定はございます。国道側の長い、何て言ったらいいですかね、四阿といいますか、屋根があるところの部分についての貸し出しの条例があるんですけども、実際そこで利用料金が上がったことは、近年ないというふうに記憶をしております。

また、低木の管理ですけれども、ポケットパークのところ、津和野の土木との管理の関係もあってですね、協定書の中で決められており、低木に関しましては、指定管理者が行うというふうな規定になっておるとお思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 駐車場がありまして、かなり皆さん利用されていて、トイレも利用されていると思うんです。その辺の経費等も気になりましたんですが、国道側の低木、あそこの垣根のほうも、仕様書によれば年何回か管理されるというようなことになっておりますが、その辺のことも、皆さんがたくさん停まって休まれるところですので、やはり、丁寧に管理されたほうがいいんじゃないかと思っております。

それから、水源公園の低木等の伐採と仕様書にはありますが、公園内の花、木の育成管理等がうたわれていますが、町の花のドウダンツツジ、町の木のコウヤマキは、あそこに植えられているかどうかというのは、ちょっと確認していないんですが、水源公園に町の花のドウダンツツジ等が、この公園施設の中で今のようなツツジ等が植えられているのかどうかということと、それから、あそこの会館と公園とのところにトイレがあつて、駐車場もあるんですが、この駐車場の規定が入っていないような気がするんですが、仕様書に。当然、木の育成も書かれておりますが、その辺の一体的な公園としての管理をどうされるのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、水源公園についてということですが、まず1点目、ドウダンツツジに関しましては、ちょっと私も記憶が定かではないんですが、国道側の歩道があります。その間にある低木の木がですね、たしかドウダンツツジだったというふうに記憶をしております。

あとは、トイレのある側の駐車場に関してですけれども、ちょっとすみません、今条例ちよっ

と確認をすれば分かると思うんですが、どちらの施設かと言われると、水源会館の附帯施設だというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 規定が抜けているのでしたら、駐車場もやはり皆さんトイレに行かれて、休まれている方も多いで、駐車場の管理も当然入れておくべきではないかと思っております。

それで、真田ポケットパークと、先ほども利用がないと言われたのですが、条例に、ポケットパークは農林産物の販売を主な目的にされております。うたっております。それから、林産物展示場販売所、これも森林資源や農林産物の消費拡大と。これ、今の利用の状況と、この設置の目的が合っていますか。このようにやはり、ちゃんと条例でうたわれていることを、やはりしていないと。真田ポケットパークに至っては、そういうのを見たこともないのですが。そもそも、この農林産物等の消費販売拡大というのは、担当課は企画課でしょうが、産業課の関わりも多いのではないかと思います。そういう連携をちゃんと取れているのかどうかというのもお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それではまず、真田ポケットパーク市場について。

近年、利用がないというところでもありますけれども、条例上の目的は、農林産物の販売と関連イベントということになっております。同様に、通称「仙人の手」についても同じような形で表現があったと思います。今、ポケットパーク自体については利用がないので、活用においては、そういう基準というか、そういったところに活用していただくというふうにしていきたいと思っておりますけれど。

あと、通称「仙人の手」については、今、テナントでアスノワさんが入っておられます。アスノワさんの中心が、ポン菓子ということで、町内のお米を使った農作物の加工販売ということで、一応広い意味では農林水産業の振興と申しますか、そういったところに合致しているというふうを考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 水源会館の件について、しつこいですが、また質問させていただきますが、前回の指定管理公募のときに、質問させていただきましたが、本当に衝撃的ではありましたが、実は水源会館の入館料よりも、外に設置してある自動販売機の収益のほうが、2倍か3倍ぐらい多いということを指摘をしました。その後、そういうことがありまして、中の展示物

を替えるとか、それからたしか観光協会から、リニューアルとか今後の水源会館の方向について提案が出たと思うんですが、それについては、私も見せていただきましたが、非常に斬新な、カフェを設けるとか、いろいろな斬新な提案でありましたが、そのことについては、どういうふう
に検討されたのかどうか。

それと、入館料よりも自動販売機の収益のほうが高いというのが、会館を果たして今後もずっと続けていくべきだろうかとか。自動販売機は、当然人の流れが減ったら減りますが、水源会館の入場者数は決して増えているとは思えません。しかも、学校は町内の学校よりも益田の学校ですか、小学校が定期的に水源の里ということで、毎年見学に來られておりますが、町内の生徒はほとんど行かなくて、益田市の学校が定期的に来ると。そういうふうな現状もありますので、私は水源会館は、もう先は考えたほうが良いということでは思っておりますが、あの建物自体に価値があるということは聞いておりますが、今後、水源会館についてどのようなお考えですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、まず、水源会館のリニューアル案ですが、観光協会を中心に取りまとめられたものを私も見ております。詳細までは記憶をしておりますけれども、たしか、カフェをするといったような提案があったかと思えます。

その中で、当時、いろいろ話を、担当課でしたところでは、水源会館という、ひとつの施設をするよりは、吉賀町全体として観光施設をどうしていくのかというふうなことを考えていく時期でもあろうというようなことで、具体的に、じゃあ水源会館だけを特化し直しましょうという結論には、当時至っていなかったというふうに記憶しております。

将来見直すかということですが、水源会館のみということではなくて、町内全体の観光施設について、やっぱり見直しをしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、観光関連という言葉も出ましたので、吉賀町の公園施設の指定管理者募集要項の17番目に、その他という欄がありまして、その（1）に「事業報告及び定例会について」ということで、表題は上がっていますが、先般の全員協議会でも言ったんですが、観光関連従事者の定例会の意味ですけれども、この件については表現がされておられません。

それで、お聞きをするんですけれども、観光関連従事者の会議をまず行うのか。行うのであれば、その頻度と参加者についても、どのようにする考えをもっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、募集要項の17、（1）事業報告及び定例会についてと

ということで、定例会とあるのにも関わらず定例会の記述がないという御質問だと思います。

このことについては、すみません、企画課が所管しております、今回、指定管理の区分でいうと5つの区分、吉賀町公園施設、吉賀町森林活用環境施設、吉賀町交流施設、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら、吉賀町老人福祉センター、この5つについてなかなか共通の表現ができておりませんでした。

定例会については、今後は開催をしていくということで、各指定管理者の方と協議をしていきたいというふうに思いますということで、全協で述べさせていただきました。

頻度につきましては、過去の開催でいうと毎月やっていたこともあるんですけども、毎月というよりは、やはり効果的なのは随時必要があるときに開催をしていくという、定例会というふうにはありますけれども、例えばその季節、ハイシーズンの前だったりとか、もう少し準備の時期だったりとか、そういったような効果的な時期を狙って、開催をしていきたいというふうに考えています。

参加の規模については、今挙げた5つの指定管理施設の区分からそれぞれ代表者もしくは担当者に参加をしていただいて、開催をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど、1番の議員からありました水源会館等も含めて、全体の吉賀町の観光について、その中でも検討されていくというふうにお聞きしてよいか、聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 公の施設をしていただく指定管理者については、やはり、吉賀町全体の観光をリードしていただくということを期待しておりますので、そういったところの点についても、協議といたしますか、話し合いをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 指定管理料について少しお伺いします。決められたといたしますか、報告されている指定管理料と実際に決算のときに見ますと、3年度と4年度について、増額されていると思うんです。これは、電力と人件費とか言われて、そのときそのときに対策費が盛り込まれて、それが合算されて、決算書の中に合計として入り込んでいるのかと思うんですが、まず、そこをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 特にとというか、恐らく、これまでこの議会におきましても、コロナウイルス感染症による影響額というこの言葉を用いて、何度か予算とかで説明させていただきま

した。特に、集客施設の性格を持っている施設は、非常に影響が大きかったということ、それに対するそのいわゆる営業収入が落ちるわけですから、そこに対して影響額という表現で、指定管理料を予算化させていただいたということがあろうかと思えます。基本的には、こうしたところが一番大きい動きかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 燃料高騰費とか人件費とか、今の影響額とかと言われたんですが、そういうもろもろの要因で3年度が特に大きかったと思うんですが、4年度も上がっておりますし、実際に増額になった増額分のうちの燃料とか人件費とかというのが、個別に算定されて、総額として支給額が上がっていったのか確認のほうをお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど、私が申し上げました、主たるものとしたしましては、コロナウイルス感染症による収入の減少ということになろうかと思えます。

この場でちょっとはっきり年度が申し上げられないんですけれども、コロナウイルス感染症が流行する前の、影響が出ていない年と影響が出た年、その比較において、収入の減がある。その減少部分に対して、先ほど来、ちょっと繰り返になりますけれども、影響額というふうな表現で指定管理料を増額させていただいたという、こういう経過でございます。

それから、ここ1年来の光熱水費の高騰部分なんですけれども、この部分については、これまで予算的には補助金という形で指定管理施設等には、その部分についての支援といいますか、補助を行っている。大きくはこうした流れでこれまで推移をしているというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 利用者数も令和3年度は、少し落ちていると思うんですが、今の増額になった部分で燃料高騰費や人件費等と言われて、企画課長も答弁がありましたが、毎月そういう資料も提出してもらっているはず。毎月、資料を出せというようにうたってあります。ですので、データとしては出てくると思うんですが、それで月々の動向が分かり、指定管理業者からの要望等、いろんなところを勘案して増額されていると思うんですが、それに対して、燃料費、それから人件費等が上がりましたら、やはり月々の、当然報告書が上がってきて、それに対する会議とかいろんな報告会とかがあると思うんですが、そのときにちゃんと、毎月毎月そういうことを確認されて、こういう結果になったかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、基本的なところをちょっとお伝えしておきたいんですけども、コロナの影響の部分は、指定管理料を増額してお支払いをしました。燃料費の高騰分は、指定管理料は据え置いて、補助金という形で支払いました。まず、そこが大きく違うということを御理解いただきたいと思います。それで、指定管理料の増額が主には収入の減少が原因だろうと思います。

それから、光熱水費は値上がり部分に対する補助ですので、これはどういう算定をしたかという、令和3年度の1年分の実績と令和4年度の1年分の実績と、その差額を実額をお支払いしました。だから、1円の狂いもないと思います。

そういう形で計算されて、それを計算するに当たって、予算を組まなきゃいけません。予算を組まなきゃいけないので、毎月の実績をいただきながら、1年分の推計をするのに、1年分の推計をしながら予算を組みますので、そこで事業者の方からは、毎月の報告をいただいたという経過でございますので、実際のお支払いは1年分の実績に基づいてお支払いしますので、そこに業者間の違いもありませんし、まさに実額の差をお支払いしたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 澄川先生の記念公園の件でお伺いします。これは、今までは地元の老人クラブが契約をして、本当にきれいに公園を管理されておりましたが、前回から、ゆ・ら・らの指定管理のほうでやるということで、ゆ・ら・らの指定管理のほうでやっておられたんですが、大変皆さんも御存じと思うんですが、本当に見るに見かねないような状況も多々ありましたが、そういう状況を見かねて、私は、もう記念公園の管理とゆ・ら・らの管理と分けたほうがいいんじゃないかという指摘を個人的にはしておりましたが、今回の件で、それがどうなったのでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、澄川喜一記念公園彫刻の道の経過なんですけれども、できました当初から一応、むいかいち温泉ゆ・ら・らの1つの施設ということで、ゆ・ら・らに管理をお願いして、そこから地元の方に、当初、グラウンドゴルフで使われていて、そういった形のところの団体が中心で管理をしていただいたというところなんです。その方々がそこを引き上げられてからは、ゆ・ら・らが直営でやるといったようなことになっていたかと思えます。

それで、今回の指定管理について、いわゆる彫刻の道の公園部分についてですけれども、今回、外そうというふうに考えておまして、募集要項もそのように外して記載をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 深谷の公園のことですが、以前、深谷公園の橋のたもとでなし

に、ちょっと六日市寄りのところのトイレなんかがあるところですが、あそこの垣根というか、あれが大変壊れておるので、質問したことがあります、あのときに県のほうの管理だから、県のほうに申し上げますというようなことが、何年か前にあったかと思えます。今もって、その改修工事というか、そのまんまの現状で大変危ないなと思っております。

今、指定管理のほうが今のここの深谷公園ということになっておりますので、その辺のところは、今は町が危険なところは直さなくてはいけないのではないかと思います、その辺のことと、それからもう1点、今の1番議員のほうからありましたけど、元グラウンドゴルフで使っておったところ、昔の線路の跡の。私のほうにも、何であそこは指定管理しとるのに、あんな草ぼうぼうにしておるのかというような苦情が二、三人ありまして、そうこうするうちに、役場のほうにも自分が行ったからとある人からまた電話かかってきて、そうするとすぐ刈ったようですが。指定管理にするのであれば、あそこは六日市の玄関だから、ああいうふうな草ぼうぼうにしてもらってはみっともないというような意見が私の耳に入ってきましたが、その辺のことを、例えば草が30センチ以上伸びたら刈るとか、もう少し管理を徹底するような方法を取っていただきたいと思っております、その辺の考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、まず、深谷公園のトイレのある箇所の柵についてですけれども、議員御指摘のとおり、県の施設になっていて、県にもう5年6年ぐらい前からずっと伝えております。

伝えた1番最初の年は、トイレのちょうど裏側辺りのところ10メートルぐらいは、きれいにしていただきました。その後も、順次やっていくよということで話をしていたんですけども、なかなか次の改修がされないの、ほぼ毎年のようにあそこについては何とかしてくださいというふうに話はしております。町が直すことにちょっと施設としてはならないので、また、県にお願いをしていきたいというふう考えています。

もう1つ、澄川喜一さんの公園の管理ですけれども、今回の指定管理からは外したということもありますので、適切な管理をしていきたいというふう考えております。

あと、全体的にその草が何センチになったら切るといったようなところについては、今、やっぱり回数なり美観的に、利用に支障がないだとか、美観的にまずいといったようなところの曖昧な基準なんですけれども、なかなか何センチという基準は設けられないかなというふう考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第3、議案第64号吉賀町公園施設の指定管理者の指定についてから日程第7、議案第68号吉賀町老人福祉センターの施設管理者の指定についてまでの質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第8. 議案第69号

日程第9. 議案第70号

日程第10. 議案第71号

日程第11. 議案第72号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第69号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第11、議案第72号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、4件につきまして一括で上程をさせていただきます。

議案第69号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について。

吉賀町福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町福祉センター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市580番地4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長宗内正照。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第70号吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について。

吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町特別養護老人ホーム。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市580番地4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長宗内正照。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第71号吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について。

吉賀町授産活動作業場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町授産活動作業場。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市580番地4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長宗内正照。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第72号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

吉賀町デイサービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市580番地4、名称、社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会、代表者名、会長宗内正照。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ちょっとお聞きしますが、議案第71号の授産活動作業場ということですが、どういうことをされるのか、もう少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） まず、授産活動作業所についてでございます。

授産ということですが、障がいのある方々が、地域にある福祉事務所で社会参加や就労という目的を持って取り組む、ものづくりや作業のことを授産と申します。

はとの湯荘の隣にあります、柿木にあります事業所になります。現在、社協さんがアスノワという就労施設で営業をしていただいております、障がい者の方々が作業を行っている作業所でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第8、議案第69号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第11、議案第72号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの質疑は保留しておきます。

日程第12. 議案第73号

日程第13. 議案第74号

日程第14. 議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第73号吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定についてから日程第14、議案第75号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、3件について一括で上程をさせていただきます。

議案第73号吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

吉賀町地域食材供給施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町地域食材供給施設。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木500番地1、名称、株式会社エポックかきのきむら、代表者名、代表取締役河野克則。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第74号吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について。

吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町産直市場集出荷施設。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木500番地1、名称、食と農・かきのきむら企業組合、代表者名、理事長齋藤哲一。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第75号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について。

吉賀町農産物加工施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町農産物加工施設。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木842、名称、柿木村農産加工組合、代表者名、吉村恵。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 産直市場集出荷施設についてお伺いします。

菌床のシイタケも一緒にやられているんですかね、ここで。保冷库や冷凍庫、これは菌床もやっておられる、それから今の、食と農も野菜を置かれていると、いろんな混乱が生じるのではないかと思うんですが。

機械が1つで、入り口も1つということになると、いろいろとその辺の使い分けといたしますか、時期にもよるとは思うんですが、集出荷両方にお互いが支障を来すというようなことはないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

菌床のほうは、特用林産物集出荷施設という名称でございまして、昨年、指定管理の公募をかけまして、現在、食と農・かきのきむら企業組合さんが管理をされております。

今回はその道路側にある、いわゆるアンテナショップ等の集出荷場であります、産直市場集出荷施設ということを公募をかけまして、食と農・かきのきむら企業組合さんが申請をされたということでございますので、同じ食と農・かきのきむら企業組合さんのほうで施設を管理しているということでございますので、議員御指摘のような心配を、それぞれのところで調整できるはずであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第12、議案第73号吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定についてから日程第14、議案第75号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

日程第15、議案第76号

日程第16. 議案第77号

日程第17. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第76号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてから日程第17、議案第78号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、3件について一括上程をさせていただきます。

議案第76号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について。

吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町グラウンドゴルフ場。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町立河内42-3、名称、株式会社エヌディーエス、代表者名、代表取締役小濱貢。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第77号大野原運動交流広場の指定管理者の指定について。

大野原運動交流広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、大野原運動交流広場。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町立河内42-3、名称、株式会社エヌディーエス、代表者名、代表取締役小濱貢。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

議案第78号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について。

吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市965-1、名称、一般社団法人スポーツクラブSparkleStar、代表者名、代表理事岩本明彦。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） グラウンドゴルフ場についてお伺いいたします。

別紙2、仕様書で、芝生の管理等がうたわれておりますが、この指定管理料の基準額もほかの施設より飛び抜けていると思うんですが、この芝生の管理のことが影響しているかどうか、まずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えします。

指定管理料が他の施設から比較して、少し高額になっているというところがございます。議員御指摘のように、芝生の管理、こちらが少し占めているというところがございます。併せて、施設が大野原と蔵木、2か所にあるというところで、それぞれに管理人を配置しなければいけなかったり、そういったところで経費はちょっと増額していると、こういった部分もあろうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） そこで、芝生の管理が、仕様書では専門的な知識と実績を有した業者の選定とありますが、今はどのような状況なのか。専門業者に任されているのか、今の指定管理者がやられているのか。

専門的な芝生の管理ですので、当然、最終的には指定管理者でそういうことをやられる管理者の方がおられて、やるのも当然よいことだと思うんですが、それまでこういうふうな仕様書にもうたわれていることから、業者を選定されているのかと思うんですが、そこら辺のところ、これからどういうふうにするのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 議員がおっしゃいますとおり、芝生の管理に関しては専門の業者に委託しております。

今回、少しその辺を見直しをさせていただいて、管理者のほうでできる部分、それから業者のほうにお願いする部分、そういったところをちょっと見直しをさせていただいて、指定管理料を算定したという部分があります。

したがって、今回、前回指定管理料より若干下がったというようなところで、募集をさせていただいたところがございます。芝生管理に関しては専門業者に委託をしているというところがございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 当然、もう開所されてからかなりの年月たちますので、やはり技術的な専門の方を養成して、自分のところで管理していくと、当然、芝を見ながらやっていくというのが一番いいことだと思うんですが。

散水で少し気になったんですが、散水で消防団の水を使ってはいないですよ、川からじかに上げられていますよね。散水とか、やはりちゃんとその辺は、けじめをつけないといけないのではないかと思うんですが、大丈夫ですよ。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 散水について、どこの水を使っていないかと、もう一度、申し訳ありません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 以前、質問したことがあったんですが、消防団が訓練されていて、水を絶えず、あそこを開けているんです。で、その水を使われているんじゃないか、川から直接上げられているのを見るんですが、そういうこともあるんじゃないか、そこだけはちゃんとしたほうがいいんじゃないかと思って質問しました。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 大野原のほうのグラウンドゴルフ場の散水のことについてだろうと思います。

隣のグラウンドのほうに、消防の訓練をするためにタンクがございます。実は、この水、両方、消防団のほうもそれからグラウンドゴルフ場の散水のほうも、1つのポンプで川から吸い上げてしております。直接タンクのほうにたまっている水を散水に使っているという状況はございません。ポンプは共用をしておりますけど、散水するときにはその時点でポンプにスイッチを入れて、川から吸い上げて散水をしていると、こういった状況でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 真田グラウンドの件でお聞きします。

利用者が大変多くていいと思うんですが、駐車場の件、工事に入っているのかそれとも今から入るのか、もし駐車場の件で整備に入っているのであれば、いつ頃完成するのか、その駐車場の件でお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

現在、駐車場ということでの整備にはまだ取りかかっておりません。今は、残土整理、置場というところで、残土を利用しての埋立てと言ったらよろしいですか、そういった形になっております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 指定管理を出しているところから、どの施設もなんですけれども、施設とか設備の不具合の状況について、どのような形で把握をしておられるのか、またそのことについて指定管理者のほうに、どういうふうなことで、やるやらないも含めてなんですけれども、回答されているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 施設の設定等々の不具合ということだろうと思います。

逐次、指定管理者のほうから、要望だとかそういったところが上がってきております。やはり、すぐに対応しなければならないもの等々については、すぐに対応したりということがあります。そのほかに、予算を確保しなければならないもの、こういったところについては順次、実施しているという状況でございます。

この施設の中には、開設して随分年数を経過したものがございまして、施設設備が老朽化しているものがございまして、こういったところも、改修をしていかなければというふうには思っております。この辺はまた、予算等々の確保が必要になってまいりますので、そういった中で検討をしてみたいというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） その中の一つとして、大野原の広場の、ゴルフの打ちっ放しの受付をする事務所がございまして、施設についての要望等についてはどのような形で、教育委員会、お聞きをされているか聞きます。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 大野原の管理棟の施設ということだろうと思います。

私が全てを聞いているわけじゃないんですが、施設の目地部分、そこが老朽化して、目地として入れている素材が少し浮いてきているというお話をお聞きしております。二、三年前だったと思います、屋根部分のところ、たしか屋根部分だったと思うんですが、修繕をさせていただいたというふうには思っております。また順次、修繕を加えていきたいというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の屋根の部分の修繕はされているんですが、夏場になると、あそこ鉄板の分で、大きい波の屋根で覆っていますので、事務所の中、それからお客さんが入るところも含めて、非常に暑くなる場所となっています。戸も開けたり、いろんな対応をされているようなんですけれども、そこらについても、施設へ一度行っていただいて、お客さんに対してのサービスの問題もありますので、状況について聞き取り等、行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 指定管理者のほうにも相談をしながら、現地にも足を運びながら、老朽化している部分かなりの箇所がございます、その辺は指定管理者と相談しながら、どういう優先順位で手だてをしていくかというところを、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第15、議案第76号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてから日程第17、議案第78号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてまでの質疑は保留をして、次に進みます。

日程第18 議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第79号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第79号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてであります。

吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例を別紙のとおり策定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） では、議案第79号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

12月1日の全員協議会のほうでも説明をさせていただきました。先般の6月議会の際に、条例化の検討をさせていただくということございまして、税務住民課のほうで準備を進めてまいりました。

9月に開催いたしました吉賀町環境保全推進協議会で御意見をいただきまして、内容の精査を行いました。このたびの12月定例会のほうへ上程をさせていただいたものでございます。

禁止区域、事前協議、説明会の実施、事業の許可、譲渡を含めた変更の許可、許可の取消し、助言、指導及び改善命令や勧告といった、ガイドラインよりも踏み込んだ内容となっております。

地域との調和によりまして太陽光発電事業を促進するため、この条例を制定するものでござい

ます。

全国的には制定が進んでいると思われませんが、令和5年11月末時点で県内の条例化は確認されておられません。島根県で最初の制定となると思われま。

以上、議案第79号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 議会のほうで、6月第2回の定例会におきまして、太陽光発電パネル設置に関する陳情を採択をしております。この中で9項目にわたって理由が述べられておりますが、そのうちの3項目について、町としての見解をお伺いをしたいと思います。

一つは、陳情の7番目にあります、環境の変化による災害の発生の問題、また8番目に、パネル内容物は自然破壊する物質を多く含有、9番目に、エネルギー専門家が将来性を否定しているということが入っておりますが、この3点について町としての見解を御説明願ひます。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

1点目の、環境の変化による災害の発生、それから2点目の、パネル内容物は自然環境を破壊する物質を多く含むについては、そのような可能性があるかという認識でございます。3点目の、エネルギー専門家が将来性を否定しているということでございます。確かに使用が終わったときに、廃棄の際の懸念というものは十分に考えなければいけないというふうに思っております。

そのあたりも含めまして、今回の条例の中身のほうを精査をいたしまして、事業終了の際は適切に廃止の届け出をしていただきまして、適切な処理をしていただくように求めるという内容を盛り込んだものとなっているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 環境と自然破壊の可能性については、あるということで。もう一点のところの説明されました、廃棄物の処理に関するところで適切な処理ということで、今、御答弁がございました。現状において、町として把握している適切な処理の方法について、どのようなものを持っているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えさせていただきたいと思ひます。

適切な処理というものについては、自然破壊を起こすような物質について発生をさせないというところはもちろんでございますけれども、適切な処理ができる施設への持ち込みによりまして、

適切に処理されるものという認識でございまして、それ以上の細かいものについては、今のところ想定しておりません。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 参考に聞くんですが、パネルがありますよね、大体同じ大きさかと思うんですが、大体1つのパネルが、1個がどのくらいの電力を発電するのか。というのは、ここに10キロワットとか60ワットアワーとかあるんですけど、それが自分のところにやっているのは分かるかと思うんですけど、一目で見てぱっと分かるような状態で、どのくらいのワット数があるのか。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 今回の条例制定についての対象となる、10キロワット以上の設備が、どういうものが該当になるのかという内容だと思われま。

10キロワット以上の発電ということで、基本的には100メートル掛ける100メートル程度のパネルを設置すると、約10キロワット程度の発電量があるというふうに聞いております。メーカー等によって差があるかとは思いますが、基本的には、100メートル掛ける100メートルの物以上について、今回の対象となるということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですが、パネル1個当たりが、どのくらいの発電量があるかというのを、まず一つ。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 1枚当たりの発電量については、申し訳ありません、資料がありませんのでお答えができませんけども、1万平方メートルで10キロワットということでございますので……。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今分からないなら、また。なぜ聞くかという、今100メートル掛ける100メートルと言われたんだけど、100メートル掛ける100メートルとは、随分広いパネルがたくさんできると思ったから聞いたんです。

というのは、もう今、既にやられる方があるわけですが、事業者もあるし個人でやっている方もある。それがどの辺まで対象になるかということで、この条例ができたならそれらがすぐ対象になるのかどうか、遡及されて対象になるのかどうか、そうでないと、今やっておられる方はちょっと不安なんです。それで聞いたんですが、今そういう届出があるかどうか分からないけど、調査されていることはいいけど、個人も事業者もどのくらい今あるんですか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えします。

最初に言いました10キロワット以上の対象についてでございますが、事業用のレベルということでございまして、個人が家の屋根につけていたりとかいうものについては、対象になっておりません。

この条例の施行については、令和6年の4月1日からとなっております、それまでのものについては、現在のガイドラインに基づいたものでございまして、第6条第1項の規定による事前協議をしていない事業者につきましては、この条例のほうを適用させていただくというところで、附則のほうへ書き込みをさせていただいております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） どうもはっきり分からない。というのが、今私が言ったのは大体普通、個人の屋根にあると思うんですが、これは大体個人の家で使われる電力ぐらいということで、2キロから3キロワットアワーと思うんですが、それ以外に、自分の所有地——極端に言えば田んぼとか、そういうことをやっているところがあるんです、それが10キロワット以上にあると思うんです。個人が売電しておられる。それから事業者も随分広いところでやっているところがあるわけですけど、その分が、要するに屋根の上へ置くのではなしに、もっと広くやっているところがあるわけです、個人的にも。それを売電して売電収入を得ている方があるので、それがどのぐらいあるかどうかは分かりませんか。分からにやしょうがない。問題は、先ほどもありましたが、これをやめたとき、廃棄するときに産業廃棄物になるのか、一般廃棄物になるのか。それと今、指定された、今どんどん受け入れる設備ができていると思うのですが、その辺も。一般廃棄物だったら不燃物に出せばいいけど、産業廃棄物だったら、そこに持っていかないといけない、その辺は、一般廃棄物か、産業廃棄物か、どちらですか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えいたします。

町内における太陽光発電の総発電量といいますか、FIT契約をされている施設で、町内で現在7,100キロワットの太陽光発電施設がございます。ちょっと箇所数については何ですけども、トータルで7,100キロワットほど設置をされている状況です。廃棄の際にはということでございますが、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物だという認識でございます。適切な処理をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 10キロワット以上とかそういうことではなく、今家庭で使われていることはあるわけですね。これは先ほど言いましたように、3キロワットか多くても5キロ

ワットアワーぐらいかと思うのですが、10キロワットアワーには適用しないのですが、やめることがありますね。今は、だんだん寿命というか、その寿命がきたやつを廃棄しないといけない。そのときに、産業廃棄物なのか、個人でやっているから一般廃棄物なのか、その辺をちょっと、そうしないとね、今からなかなか大変だと思います。その1点、個人で上げている、10キロワットアワーにならないぐらいの設備でも、やめるときには、産業廃棄物として取り合うかどうか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えします。

個人所有の太陽光設備の廃棄につきましては、現在資料がございませんので調べたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） いちゃもんつけるわけではないのですが、先ほど課長、10キロワット以上の発電設備というところで、100メートル掛ける100メートルと言われましたが、100メートル掛ける100メートルは1万平米になるので、それはちょっと違うのではないかと思うんですが、12月1日に私が質問したときには、10キロワットは10メートル四方ぐらいではなかろう、というようなことを言われておりましたが、ちょっとその辺、訂正しないと議事録に残るのでおかしくなるのではないですか。100掛ける100が正解ならそうなんですが、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

私どもが仕入れた資料としては、100メートル掛ける100メートル程度というふう聞いております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の件で、普通、家庭の屋根に乗っている分、大体3キロ程度。

あれから判断すると、今の答弁というのは、10番議員が言ったように、感覚的にもずれるので、もう一度よく調査をしていただいて、改めて答弁をするという選択をしていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 訂正します。確認をして再答弁させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 議員の皆さんに私のほうからお諮りします。

大変失礼な言い方になるのですが、山根課長の答弁が十分とは思えませんので、議案第79号については、保留はいつもしていますので、時間的には十分かどうか、私も定かではありませんが、十分な説明をいただくよう、この席を通じて山根課長に要請しておきますので、まだ質疑あ

りますか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先般の、全協のときに資料をいただきました。そのときに、ここに第18条で事業の廃止ということは明記してあるわけですが、あのとき、るる申し上げましたが、個人で屋根に上げたとかという問題ではなくて、この条例は、事業者に対しての条例だと思いますので、そここのところは履き違えないように質問しようと思うんですが、そうなったときに、この再エネの責任の所在というのは、土地の所有者と事業者です。自治体は責任はありません。そこで、廃止したときの撤去というのは、当然事業者を求めるわけですが、だからここに18条で明記してあると思います。

ただ、先般も申し上げましたように、相手は合同会社という会社です。多分、この再エネの事業者というのは。転売、転売を繰り返して、最終的には倒産する事業者が非常に多いわけですよ。だから、この撤退のときに、最終的には土地の所有者に責任がかぶさってくるわけです。それは、吉賀町の住民に、20年間たったら、非常に不利益なことをもたらすことになるので、ここに撤廃のことも明記してあると思いますけど、それに加えて、事故の処理、これも加えるべきじゃないかと私は先般提案したんですけど、このことが議論されて、この条例の中に入っていますか。事故で放置されて、そのままの施設が残っているというのは、全国的に、調べてみられたら分かると思いますけど、ものすごい数のトラブルが起こっているわけです。せっかく条例をつくるんだったら、そこまで踏み込んだ条例をつくらないと、最終的に不利益を被るのは、吉賀町の住民ですよ。僅かな売電料を求めて、20年間土地を貸したけど、使用料は入ってきたにしても、それを放置されて逃げられる。または事故で、そのまま放置されて逃げられる。本人はもとより、近隣の皆さんの迷惑というのは、すばらしいものが発生してくるわけですよ。全国の事例、これは実際起こっていることですので、ぜひ、どうせ条例をつくるなら、住民が不利益を被らない、本当に手厚い条例をつくるべきだと思いますけど、まず、事故の責任ということを検討されましたか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えいたします。

最初に言われました、事業者が転売を繰り返してという話でございますが、これにつきまして、14条の変更の許可等というところで、第三者に譲渡する場合も含んで、町の許可を得るよという項目を定めさせていただいております。これで全てを網羅できないかもしれませんが、これで届け出を義務づけをしておりますので、それで管理をしていきたいというふうに思っております。

それから、事故があった場合というところでございますが、19条の許可の取消しの中の第2項でございます。災害の防止、もしくは良好な自然環境等の保全のために、必要な措置を講ず

ることを命ずることができるという文言を入れさせてもらっております。これによりまして、事故等につきましては、対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御説明なんですけれども、事業者自身が倒産をしたりしたときに、じゃあどうしたらいいのかという問題が残ったままなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 事業者が倒産した場合ということでございますが、基本的には清算管財人と言われるものがつくのではないかと思います。そちらのほうで対応をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 管財人のところでと言われますけれども、資産等が全くない状態である場合、幾ら管財人でもないところから集めることはできない。その代わりに、例えば一定の処分用の基金として取るとか、そういうようなことも含めて、何らかのことを考えることも必要じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどから、いろいろ撤去のこと、廃止をしたときのことのお話がございしますが、今、条例で、まず網羅できるもの、カバーできるものは、今担当課長言いましたように14条であったり、それから18条の事業の廃止であったり、許可の取消しの19条であったり、それから21条のところには勧告であったり、最終的にはそうしたことがかなわなかった場合、そうした事象が発生して、いろいろな支障を来したときには、国または県への報告通知ということで23条になります。

この中で、自治体といたしまして、可能な限りの対応をさせていただきということでございまして、今、9番議員のほうからお話のあった関係でございしますが、私も詳しい勉強はしておりませんが、ある意味この条例のレベルではない部分ではないかと、いわゆる法律の部分ではないかと思っておりますので、そこらはまたこの条例が通った後の話になりますが、いろいろなことを想定しながら、こうした懸念をされるようなお話があってはいいませんが、あった場合には我々といたしましても、法的な部分を含めて対処させていただくのが適切なことではないかと思っております。

先ほど11番議員のほうからお話があったのですが、そうしたところまで、全国に先例として、条例の中に落とし込みがあるのであれば、これはまたこれから一部改正が当然できるわけござ

いますが、まずは我々が今回考えましたのは、結果的に島根県の自治体では初めての条例の制定になりましたが、企業的な部分で大規模な、メガソーラーまではいかないレベルかも知れませんが、そうしたところで、まず住民の皆さんが後々のところを懸念しておられるところをまず、解決できないかということ念頭において、今回条例の制定の準備をさせていただいたということでございます。

特に特徴的なことは、ガイドラインの中ではなかなか、手続き的なところであっても強制力はなかったわけですが、今回の条例の中では、全協でも御説明をさせていただきましたように、第12条、13条のところへ同意とか発電事業の許可を取らなければならない。そしてその許可がない限りにおいては、町のほうは設置について発電事業の許可をしないということですので、まずそこで大原則、歯止めがかけられることができる、条例の中で。そのことをまず念頭において対応させていただいたという内容でございますので、その点につきましては御理解をいただきたいと思っております。

いろいろお話のありました懸念材料は当然想定される部分でございますので、これはまたこれからの課題として対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 許可による歯止めがあるということで、その許可のときに保険に入っているとか入っていないとか、そういうことをしっかりと確認した上でなかったら許可はしないという仕組みになっているのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の条例の内容につきましては、全協のところ概略と条文をそれぞれお示しをさせていただいて、令和6年の4月1日から施行ということでございます。今回、12月の定例議会の中でこの条例案について御可決をいただければ、当然今のような小さい手続き的なことも含めて今度は規則になりますので、担当課のほうでそうした手続き的な、事務的なレベルを含めてですね、規則の中で制定をさせていただきたいということでございますので、今日の本会議、それから先般の全員協議会でいただきましたような御意見につきましては、極力規則の中で落とし込みができるものについては対応させていただきたいというふうに考えております。これからの作業になるかと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） これで質疑終わりということになるのかどうか分かりませんが、先ほど言ったですね、10メートルと10メートルと100の分かなり違いますので、その辺のことだけちょっと確認をしたいと思いました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は保留をしておきますが、先ほどもちよっと言いましたけど、執行部におかれては、町長のほうから県内初でもあるし、回答部分で法的な関連部分やら規則で定めるということも言われましたけど、もちろんそれは当たり前のことで、質疑の中で十分に皆さん方に納得いかない回答がかなりありましたので、質疑は保留しておきますが、次回までにはちゃんと十分な回答ができるよう準備をしておかれるようお願いをしますね、日程第18、議案第79号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

以上です。

ここで5分間休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19、議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第80号吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第80号吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定についてであります。

吉賀町地方創生アドバイザー設置条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、議案第80号の説明を行います。

先般11月の臨時議会で、委員会等が附属機関に該当するか、報酬、報償費などの支給区分はどうなっているのかといったような質問があったということです。このことについて点検を行いました。

吉賀町地方創生アドバイザーについて非常勤特別職としていますけれども、設置は要綱で定め、

支払費目は報酬で支払いを行っていることが明らかとなりました。改善すべく本議会において条例の制定を行うとともに、制定後においては、吉賀町地方創生アドバイザー設置要綱の廃止の手続きを行いたいと考えております。

また、関連した項目としては、後ほど説明のある議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）において、予算を上程しています成年後見人等受任調整委員については、報償費から報酬へ予算の組替えを行っておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第19、議案第80号吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここでちょっと前に戻るようで申し訳ありませんが、議案第79号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についての質疑に対しての答弁残りがありますので、山根課長より答弁をしていただきますが、既に質疑については保留をしておりますので、ここでの質疑は行いませんので御了解ください。山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたしました。先ほどの答弁のほうで残っておりましたものについてお答えさせていただきたいと思えます。

最初に、10キロワットの事業範囲ということでございましたが、ちょっと私の勘違いでございまして、100平米から150平米ということでございますので、10メートル掛け10メートルでした。100ではなかったものでございます。大変申し訳ありませんでした。10メートル掛け10メートル程度以上のものが対象になるということでございます。

それから、1枚当たりの発電量についてでございます。大体200ワットぐらいというものが多いうございます。

それから、家庭用の屋根にあるパネルの廃棄についても、一般廃棄物ではなくて産業廃棄物で適正な処理が必要になるというところでございます。

これで、答弁残りの回答とさせていただきたいと思えます。どうもすみませんでした。

日程第20、議案第81号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、次の日程に入ります。日程第20、議案第81号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第81号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定についてであります。

吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼します。医療対策課の渡邊です。よろしく願いします。

私のほうからは、議案第81号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

これにつきましては、第4回の臨時会におきまして補正予算をつけていただいた経緯がございます。今回、条例というところで提案をさせていただきます。関連議案であります補正予算の上程のほうも行っておりますことを御了承ください。

それでは、中のほうを少し説明をさせていただきたいと思えます。

資料の2ページを御覧ください。

第1条の設置としましては、令和5年8月に作成をしました吉賀町新病院基本構想に基づいて、新病院建設に向けた整備基本計画の策定に向け、必要な事項を検討するために策定委員会のほうを設置をするものであります。

所掌事務としましては、第2条のところですが、基本計画の策定に関する事項、その他必要となる事項というふうになります。

第3条の組織についてですが、委員会は7名以内というところで、1号から6号に掲げるものから町長が委嘱するということになっております。

第4条の任期につきましては、基本計画の策定が終わるまでということになります。

2ページの右側を御覧ください。

第7条、部会についてです。委員会に所掌事務を専門的に調査及び審議させるために部会を設けることができるということにしております。この部会委員につきましては、主に病院で働くお医者さんや看護師等の職員等を想定をしておるところでございます。

第8条の報酬及び費用弁償としましては、別に定めるとしてありますが、附則の4のところ表のように定めるということにしています。

最後でございますが、附則としまして、公布の日から施行ということにしまして、基本計画を作成した日をもってこの条例の効力を失うものというふうにしております。

以上で、議案第81号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定について、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 確認のために、以前お聞きしたかも分かりませんが再度お聞きしますが、新病院の立地場所についてもこの委員会で決定をするのでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

立地場所についても、当然この中では少し出てくるのかなというふうには想定しております。この中で全てが決まるかと言われると、その進捗状況とか内容について少し決まらないという場合もあるかもしれませんが、基本的にはそうしないと間に合わないというようなところもありますので、基本的にはそういうふうを考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） この病院の問題が出まして、やはり町民の皆さんが一番関心があるのが、どこに新病院ができるかということであります。ほとんどの方が我々に、新しい病院はどこにできるのかと、今のところに解体してできるのかとか、あるいは以前も少し出ましたが、真田グラウンド付近が中心なんでできるのかとか、そういう今、町内で本当に皆さんが関心を持っておられていろんな意見が出ております。

本当に将来にわたっての重要なことと思うんですが、その立地を決めるのにこの委員会の今構成が出ておりますが、果たしてこれだけの委員だけで決定ということはないということはあるんですが、立地場所を決めるのに、このぐらいの人数で決めていいのかどうかというような疑問を思うんですが、そこについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

立地について決めることが正しいかどうかというようなところだというふうに思っております。当然、この策定委員会についての意見、提案をさせていただいた中で、いろいろな意見をいただくということで考えております。これ以上の決め方はほかにないのかなというふうには思っております。一応、一番適した場所、一番予算がかからない場所とかそういったようなところを考えながら、今コンサルと、それから関係者として関係者と一緒いろいろなところで協議をした上で、御提案のほうをさせていただきたいなというふうには思っておりますので、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） くどいようですが、本当にこの立地場所については、町民の皆さん、影響もあるし、それから一番関心事なんで、この委員会だけで決めるのではなくて、できれば進捗状況といいたいでしょうか、検討項目について議会のほうにも途中で報告をしていただければ、そのことをまた町民の皆さんにも報告することができますので、委員会で突然にぽんとここに決まったということを一いきなり報告でなくて、途中経過といいたいでしょうか、経緯といいたいでしょうか、それもやはり議会のほうに流していただきたいと思います。それは要望です。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） ありがとうございます。そのように議会のほうでできるところで、途中経過も報告させていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第 20、議案第 81 号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第 21、議案第 82 号

○議長（安永 友行君） 日程第 21、議案第 82 号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第 82 号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定についてであります。

吉賀町医師確保奨学金貸与条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼します。そうしますと、議案第 82 号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定について、詳細説明をさせていただきたいと思います。

2 ページのほうを御覧ください。

この内容につきましては、全員協議会でも説明をさせていただいたところであります。

まず、2ページの第1条の目的としまして、町内の医療機関、この場合では公的医療機関であるよしか病院というふうになりますが、勤務しようとする大学医学科課程に在学する者、大学院において医学に関する専門知識を修得する医学生等に対し、奨学金を貸与することによって、町内における医療機関の医師の確保及び充実に資することを目的としております。

第4条の奨学金の額としましては、3ページの上段のほう、表になりますが、大学医学科課程に在学する者が月額20万円、大学院において医学に関する専門知識を修得する者が月額が25万円、それと合わせて入学金となる一時金として50万円を上限として加算した額というふうになります。

第5条の貸与期間では、貸与の決定からそれぞれの課程を終了する月までの期間としますが、こちらについては、正規の修業年限を超えない範囲での貸与というふうになります。

第6条におきましては、連帯保証人1人を立てることというふうになっております。

続いて、4ページ目を御覧ください。

第9条のところですが、貸与の方法としましては、第3項で規則で定める方法というふうにしてありますが、前期分、後期分、それから一時金による計3回の交付時期を予定しておりますが、予算の範囲内において交付するというようにしております。

5ページの第12条を御覧ください。

こちらが返還の条項も設けておまして、各号に規定された事由が生じれば返還をしていただくということになります。

続いて、6ページの第14条の返還の免除を御覧いただければと思います。

第1項第1号及び第2号では、貸与期間の3倍の相当する期間が経過する日までの間に、貸与期間の1.5倍に相当する期間に医師として従事した場合において、返還債務の額について全額が免除というふうにされております。例とすれば、6年間の貸与期間であれば、3倍の18年間の間に1.5倍であります9年間従事すれば、全部が免除というふうになるというようなことです。

最終ページになります第16条の委任としまして、この条例に関し必要な事項は規則で定めるということにしておまして、附則としましては、公布の日から施行というふうになります。

以上で、議案第82号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第21、議案第82号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第22 議案第83号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第22、議案第83号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第83号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定についてであります。

吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。そうしますと、議案第83号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定について、詳細説明のほうをさせていただきます。

まず、2ページの第1条の目的としましては、保健師、助産師、看護師または准看護師などの看護職員を養成する学校または養成所に在学する者、大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者に対しての修学資金を貸与して、将来的に、町内の公的医療機関であるよしか病院になりますが、勤務をしていただくことで、町内における看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的としております。

3ページの第4条の修学資金の額としましては、表のほうを御覧ください。

保健師・助産師・看護師の養成施設に在学する者が月額8万円、准看護師養成施設に在学する者が月額4万円、看護師の免許を取得し修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者が月額10万円、それと合わせて入学金となる一時金として10万円のほうを上限として加算した額というふうになります。

第5条の貸与期間では、貸与の決定からそれぞれの課程を終了する月までの期間としますが、やはり正規の修業年限を超えない範囲での貸与というふうになります。

第6条では、連帯保証人1人を立てることとしております。

続きまして、4ページの第7条を御覧ください。

貸与の申請についての手続きのほうはこちらを示しております。

それから、第9条の貸与の方法としましては、第3項で規則で定める方法、前期分・後期分・一時金による計3回の交付時期のほうを予定しておりますが、やはり予算の範囲内において交付することとしております。

5ページの第12条の返還について御覧ください。

こちらについても返還の条項を設けまして、各号に規定された事由が生じれば返還をしていただくということになります。

7ページの第14条、返還の免除を御覧ください。

第1項第1号及び第2号では、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得、修士課程を終了した日から1年以内のそれぞれで公的医療機関へ規則で定める従事期間、看護職員として従事した場合において、返還債務の額について全部が免除されます。貸与期間と従事期間の条件等については、全員協議会で説明をさせていただきましたが、一例を示すとすれば、4年間の貸与期間であれば、5年以上の期間従事すれば全部が免除というふうになります。

最終ページになります。

第16条の委任として、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め、附則として公布の日から施行というふうになります。

以上で、議案第83号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定について、詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第22、議案第83号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第23、議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第84号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第84号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定についてであります。

吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。議案第84号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定について、詳細説明のほうをさせていただきます。

2ページを御覧ください。

第1条の目的としましては、医療技術者等を養成する学校または養成所に在学する者に修学資金を貸与し、将来的に町内の公的医療機関であるよしか病院に勤務していただくことで、町内における医療技術者等の確保及び質の向上を図ることを目的としております。

第4条の修学資金の額としましては、表のほうを御覧ください。

医療技術者の養成施設に在学する者が月額5万円、それと合わせて入学金となる一時金として10万円を上限として加算した額というふうになります。

3ページを御覧ください。

第5条になります。貸与期間では、貸与の決定からそれぞれの課程を終了する月次までの期間としますが、正規の修業年限を超えない範囲での貸与というふうになります。

第6条では、連帯保証人1人を立てることとしております。

第9条の貸与方法としましては、第3項で規則で定める方法、前期分・後期分・一時金による計3回の交付時期を予定しておりますが、やはり予算の範囲内において交付することとしております。

4ページを御覧ください。

第12条の返還でございます。返還の条項も設けまして、各号に規定された事由が生じれば返還をしていただくということになります。

5ページからの、第14条の返還の免除のほうを御覧ください。

6ページになりますが、第1項第1号では、養成施設を卒業した日から1年以内に医療技術者等の免許を取得をし、公的医療機関へ規則で定める従事期間、医療技術者等として従事した場合において、返還債務の額について全額が免除をされます。貸与期間と従事期間の条件等については、全員協議会で説明をさせていただきましたが、一例を示すとすれば、4年間の貸与期間であれば、5年以上の期間従事すれば全額が免除となります。

最終ページの第16条の委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め、附則として公布の日から施行とすることにします。

以上で、議案第84号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第23、議案第84号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第24. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第85号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第85号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年吉賀町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第85号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を行いたいと思います。

参考資料を用いて説明をさせていただきたいと思います。1ページ目ということになります。

条例改正に係ります新旧対照表をおつけしておるところでございます。

改正内容につきましては、第17条の見出しと条文中に「、介護時間」を加えるという改正ということになります。この改正理由でございますが、参考資料には示しておりませんが、介護時間につきましては、第15条の2に既に規定をしております、この条文を加える改正につきましては、法律に基づく形で平成28年12月に既に行っているというところ です。

本来、この第15条の2を加える改正に合わせて、休暇の承認を定める第17条にも介護時間

を加えるべきところ、その文言がこの第17条に加えられていないことが判明いたしましたので、このたび改正をお願いしたいというものでございます。

新旧対照表、繰り返しになりますけれども、現行と改正後を比べていただきますと「、介護時間」という、この文言をこちらのほうに挿入をするという、こういう改正ということでございます。

以上で、議案第85号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明がただいま終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第24、議案第85号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第25. 議案第86号

日程第26. 議案第87号

日程第27. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第27、議案第88号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案3件について一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第87号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第88号でございますが、この件につきましては、今朝ほど議案書の誤りが判明いたしまして、差し替えをさせていただいたところでございます。大変御迷惑をおかけしたことを、まず、おわびを申し上げておきたいと思っております。

それでは、改めてでございますが、差し替え分のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第88号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について。

吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一已。

3件ございますが、まず、この件につきまして私のほうから少しお話をさせていただきたいと思いますが、職員給与に関連する特別職の賞与、いわゆるボーナスの月数の取扱いとその考え方について申し上げておきたいと思います。

ここ数年のコロナ禍によりまして、町内の状況といいますと御案内のとおり町民の皆さんの生活は大変大きな影響を受けまして、地域経済も疲弊している状況でございます。こうした中ではありますが、今年度、令和5年度当初予算につきましては、予算編成方針に基づきまして、将来の地域医療のために必要となる財源を確保するために、単独財源となる補助金につきまして10%の削減目標を立て、その削減額を地域福祉基金に積み立てる内容としておりました。

これに対しまして、議会のほうでは反対討論において、厳しい財政運営のつけを町民に押しつけるべきではないという発言等を考慮いたしまして、削減額をおおむねその半分の5%程度まで戻す方針で調整を図って、その内容で改めて御承認をいただいたところでございました。

しかしながら、このような予算が編成できましたのも、町民の皆さんの深い御理解と御協力の賜物であると認識しておりまして、このことに対して改めて心から感謝をしているところでございます。

私といたしましては、地域医療を死守するためとはいいいながらも、結果として補助金の削減により、町民の皆様に変な御負担を強いることとなった事実を真摯に受け止めまして、自らが町民の皆様の気持ちに寄り添うという姿勢を形として示していかなければならないと考えまして、自らの給与につきまして、本年度1年間10%削減することといたしました。また、特別職であります副町長と教育長につきましてもこうした思いに御賛同いただきまして、いずれも5%の削減について御理解をいただいたところでございます。

この条例案が可決されましたので、この削減額全額を補助金の削減額と同様に、地域福祉基金に積み立てることといたしまして、今後の地域医療対策の財源として活用していくことといたしました。

こうした経過がございまして、まず、申し上げておきたいのは、本年5月の連休明けから既にコロナ感染症に係る法律上の取扱い、5類に緩和されたところではございますが、完全終息には至っておりません。現状において、町民の皆さんや企業の皆さんの状況は引き続き大変厳しい状

況下にあるということでございます。

しかし、一方では、国の人事院による官民比較等を勘案し、特別職の国家公務員の特別給、いわゆる賞与、ボーナスにつきましては、0.10月分アップする内容を含む法律案が可決されたところでございます。

従来はこれに準じて、吉賀町の特別職につきましても賞与の月数を改定しておりましたが、昨年の改定におきまして、この0.05月分を改定する条例案が否決をされました。従来形であれば、特別職の賞与の月数はほかの市町村と同様に、昨年の改定分0.05月分と本年改定分0.10月分の合計0.15月分を加算した3.25月分となるべきところでございます。

ただ、私といたしましては、昨年の議決状況と現在の町内情勢等を勘案いたしまして、昨年改定分と本年改定分の合計0.15月分につきましては加算をせず、現行の3.10月分で据え置くことといたしまして、条例改正案は今定例会のほうへ議案上程しないことを決定をさせていただきました。

これによります特別職3人に係る削減効果でございますが、期末手当分といたしまして29万9,090円、共済費分で5万2,552円、したがって合計金額では35万1,642円になります。

以上、特別職の賞与月数の取扱いとその考え方につきまして改めて申し上げておきたいと思っております。

それでは、ただいま上程をさせていただきました条例案の内容等あるいはその影響額等につきまして、所管をいたします総務課長のほうから御説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから説明をさせていただきます。

本年の人事院勧告に伴います国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、吉賀町職員の給与に関する条例第5条に規定いたします給料表別表第2の改正、それから第20条に規定いたします期末手当の支給率、それから第21条に規定する勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

勧告内容といたしましては、給料表の改正、つまり給料月額ということになりますけれども、初任給をはじめ若年層に重点を置いた引上げとなっております。全体平均では1.1%の引上げという部分となっております。また、期末手当、勤勉手当、いわゆる賞与、ボーナスという部分ですけれども、その支給率を年間4.40月分から4.50月分に引き上げ、この引上げ分の0.1月分は期末手当と勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するという、こういう内容となっ

ております。

それでは、参考資料を用いて説明をしていきたいと思えます。

資料2ページになります。参考資料2ページの上から参ります。

この表につきましては期末手当と勤勉手当の改正でありまして、公布の日から施行するものというふうにお読みいただければと思えます。

まず、最初に出てまいります第20条の期末手当であります。第2項におきまして、再任用職員以外の職員の12月支給率を100分の120から100分の125に、第3項におきまして、定年前再任用短時間勤務職員ですけれども、以降ちょっと再任用職員というふうに読み上げてまいります。再任用職員の12月支給率を100分の67.5から100分の70にそれぞれ引き上げるというものでございます。

それから、資料2ページの下段から次の3ページにかけてでございます。

第21条に規定しております勤勉手当でありまして、第2項第1号において、再任用職員以外の職員の12月支給率を100分の100から100分の105に、第2号におきまして、再任用職員の12月支給率を100分の47.5から100分の50にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、資料をちょっと進んでいただきまして10ページ、11ページのところを御覧いただければと思えます。

同じくこれも、期末手当、勤勉手当の改正ということになりますけれども、施行が令和6年4月1日からということになってまいります。

この改正につきましては、先ほど、それぞれ期末手当、勤勉手当の12月支給の率を上げると申し上げましたけれども、その引上げ部分を6月と12月に均等配分をするという、こういうことでございます。

中身に入りますが、第20条の期末手当につきましては、再任用職員以外の職員については100分の122.5、再任用職員については100分の68.75。

第21条の勤勉手当につきましては、再任用職員以外の職員については100分の102.5、再任用職員については100分の48.75に改正をするというものであります。

先ほどの資料2ページと3ページの公布の日からの施行分、それから、今見ていただいております10ページと11ページの令和6年4月1日からの施行分、これ共に年間の合計支給率といましては変わるものではないということで、お読み取りをいただければと思えます。

すみません、資料戻っていただきまして4ページでございます。

資料4ページから9ページまででありますけれども、条例第5条に規定いたします給料表別表第2の改正ということになっております。

先ほど申し上げたとおり人事院勧告に基づく給料表の改正でありまして、初任給をはじめといたしまして、若年層に重点を置いた引上げというふうになっておるところでございます。

続いて、参考資料の12ページを御覧いただければと思います。

資料12ページでございますが、吉賀町職員の給与に関する条例の一部改正における影響額についてというふうに題名を付しているものであります。

今回の給与改定における影響額をお示しをさせていただいておりますが、まず、(1)として一般職についてです。

給与条例の改正における影響額、明細はその下に表で記載をしておりますけれども、総額といたしましては1,163万5,787円というふうに試算をしておるところでございます。それから、(2)会計年度任用職員であります。こちらでは記載しておりますとおり代表的な職種の報酬増加額をそれぞれ時間額でお示しをさせていただいております。さらに一般業務Aでありますけれども、期末手当増加額を示させていただいております。

さらにその下であります(参考)特別職の期末手当月数というところで、文字どおり特別職の期末手当のこれまでの取扱い、先ほどの町長の説明にもございましたけれども、その部分について記載をさせていただいております。

令和4年度それから令和5年度、それぞれ影響額、削減額と申し上げますか、そうした額が出ておりますので、記載をさせていただいております。

なお、先ほどの町長からの説明におきましては、今見ていただいている表には、ちょっと共済費の記載がございませんが、共済費を合わせたところでの町長の説明であったというところで見ただけであればというふうに思います。

すみません、それでは議案のほうに戻っていただきまして、議案の最終ページのところです。

附則でございます。議案の最終ページ、附則、こちらのほうに第1項から第4項まで記載をさせていただいております。この内容につきましては、公布の日から施行することといたしまして、期末手当と勤勉手当の支給率を均等配分する。この改正については令和6年4月1日からで、これ以外の改正については令和5年4月1日からの適用とするというふうにお読み取りをいただければと思います。

以上で、議案第86号の説明を終わりたいと思います。

次に、議案第87号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

参考資料ですけれども、13ページになります。こちらのほうをお開きください。

第5条の期末手当の規定でございます。その中に職員の給与条例を引用している箇所がありまして、当該箇所につきまして改正を行うということで、その内容を反映させるものであります。

表が2つに分かれております。表の上段は公布の日から施行、下段は令和6年4月1日から施行するというもので、これは、先ほど説明いたしました職員の給与条例の改正に合わせた形ということになっております。

なお、町長等の期末手当の支給率の改定を行うものではございませんので、そのようにお読み取りをいただければと思います。

次に、議案第88号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

参考資料は、14ページで。

この条例でいきますと第6条でございます。期末手当の規定がございまして、その中に職員の給与条例を引用している箇所があります。当該箇所について改正を行うということから、その内容を反映させるものであります。

表の上段は公布の日から施行、下段は令和6年4月1日から施行するというものでこれも職員の給与条例の改正に合わせた形ということになっております。

この条例改正につきましても、議員の期末手当の支給率を改定するものではございませんので、そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 参考資料の12ページのところでお聞きをいたします。

一般職の下に会計年度任用職員の分がありまして、期末手当の増加額が示されております。改正前が2.4月、改正後は2.45月と、一般職の場合0.1の増加で、会計年度任用職員については0.05月というふうになっていると思いますが、会計年度の月というのが、なぜ0.05になるのかということについて説明願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これも人事院勧告の内容に準ずるということでございます。

勧告内容といたしましては、先ほど説明いたしましたとおり、いわゆる賞与部分ですけれども0.10月の引上げ、その0.10月分につきましては、0.05月分ずつ期末手当と勤勉手当にも配分をするという内容となっております。現行、会計年度任用職員に対しましては期末手当の支給は行っておるところです。というところで0.05月分を引き上げていくという、こういう考え方でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 令和5年6月9日の地方自治法の一部を改正する法律、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係の運用についてという通知がございます。この中で会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給というものがありますが、これらについてはどのように考慮されたのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 御質問のとおり、地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員の方にも勤勉手当の支給を可能にするという法律改正がなされたところです。

この改正につきましては、この施行を令和6年4月1日からというところで改正がなされたという内容でございます。したがって、現行では、期末手当のみということになりますけれども、この法律に準ずるとい形になりますと、来年度令和6年度から勤勉手当の支給が可能となりますので、現在の考え方としては、会計年度任用職員さんへの勤勉手当を支給することができるよう、これから、当然、これはまた条例改正であったり予算化であったり、そうしたものが必要となってまいりますので、また議会のほうにお諮りをしなければならぬと思います。これはスケジュールを想定いたしますと、来年の3月の議会になるのかなというふうに思っております。

現時点ではそうした考え方を持っているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第25、議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第27、議案第88号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてまでの質疑は保留しておきます。

日程第28. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第89号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件についての提案による説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第89号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第89号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布による、出産予定または出産した被保険者がいる世帯の国民健康保険税の減額措置に伴う改正となります。

議案を御覧いただければと思います。

第23条の国民健康保険税の減額のところに第3項を追加しております。

内容といたしましては、国民健康保険に加入されている世帯に出産被保険者がおられる場合、納税義務者に対しまして、出産被保険者に係る所得割合額及び均等割合額を減額いたします。

第23条の3項の第1号でございます。こちらにつきましては、医療分の所得割合額の減額について記載をしております。

その下の2号につきましては、医療分の均等割の減額につきまして記載をしております。

その下3号につきましては、後期高齢者支援分の所得割の減額について、その下4号につきましては、後期高齢者支援分の均等割の減額について、5号につきましては、介護納付金分の所得割について。

次のページに移りまして、6号につきましては、介護納付金分の均等割の減額について記載をしております。どの号におきましても、出産予定月の前の月から出産予定日の翌々月までの期間のうち、年度に属する月数を乗じた額を減額します。

続きまして、第24条の3を新たに追加をいたします。この条では届出に関する事項について記載をしております。必要な届出事項や添付書類について示しております。

なお、この条例は令和6年1月1日から施行いたします。また、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

以上、議案第89号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第28、議案第89号吉賀町国民健康保

除税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第29、議案第90号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第90号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第90号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

吉賀町町営駐車場条例（平成17年吉賀町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします教育委員会のほうから次長のほうで御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） それでは、議案第90号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

参考資料に新旧対照表がございますので御覧ください。

御存じのとおり、本年度、旧七日市公民館施設の解体工事を実施しております。併せまして、解体後の跡地へ地元から要望ございました駐車場の整備を実施しております。

このたび本工事の完了を迎えることから、町営駐車場として新たに加えるために改正するものであります。

条例第2条の別表へ、名称を七日市栄町、位置を吉賀町七日市949番地1として加え、施行期日を令和6年1月1日とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案に理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この駐車場ですが、普通車とした場合に何台ほどの駐車が可能かについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。今計画しておりますのは、普通乗用車の区画が16台、それから軽乗用車の区画が6台と障がい者用の区画が1台というふうに計画をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第29、議案第90号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第30、議案第91号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第91号吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第91号吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、議案第91号吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について説明を行います。

先般の全員協議会で説明しましたように、吉賀町老人福祉センター、吉賀町長瀬峡自然公園、吉賀町水源会館、吉賀町森林活用環境施設、吉賀町ふれあいホール、吉賀町林産物展示販売所、吉賀町安蔵寺山登山口周辺滞在施設、吉賀町真田ポケットパーク市場、吉賀町なつめの里交流館、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら、これらの観光施設の利用料金の範囲を改正するものです。

観光施設の利用料金は長期にわたって利用の範囲、言い換えますと管理者が設定できる利用料金の上限額を改定をしておりませんでした。

公の施設の管理は、その管理主体を民間事業者NPO法人等に広く開放し、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上などが期待される指定管理者制度に移行しております。

この指定管理者制度により利用料金を指定管理者が設定することができ、また周知することができるようになりました。しっかり運営をしていただき、その対価である利用料金も適切に設定し、安定的な経営をしていただけるという期待があります。

今回観光施設としましたのは、観光という町外の方が多く利用する施設を継続していくために

は、先ほど述べましたようなしっかり運営をしていただき、その対価である利用料金も適切に設定し、安定的な経営をしていただくという環境整備が特に必要であると考えたためです。

施設によっては、町民の方の利用がほとんどである施設もありますけれども、企画課所管の観光施設ということで対象施設としました。

改定の内容については、参考資料19ページ、新旧対照表を御覧ください。

まず、老人福祉センターはとの湯荘の新旧対照表を記載しております。

全体に共通する方向性としては、近隣の施設の利用料金の範囲等も比較をして、現行料金の約2倍ということで設定しております。

はとの湯荘、ページをめくっていただきますと、20、21ページに料金、具体的な料金がありますけれども、別表中で見ると、大人480円を大人1,000円といったような形で2倍程度にしております。

この条例改正を行ったということで同時に、例えば、はとの湯荘の料金が2倍になるといったようなものではありません。今後、指定管理者の方が協議をして料金を決めていくということになります。また、このはとの湯荘に関しては、回数券等の明記をやめ、指定管理者の裁量の範囲を拡大しております。

もう一つ、入湯税の記載を改正しております。入湯税の計算の仕方を分かりやすくするという意図です。

同様の改正は、むいかいち温泉ゆ・ら・らについても行っています。

今回の料金範囲の改正、冒頭でも読み上げました施設について、21ページ以降新旧対照表を掲載しております。

また、27ページ、吉賀町安蔵寺山登山口周辺滞在施設、いわゆる高尻川リバーサイドログハウス村とゴギの郷ですけれども、こちらは、30ページのなつめの里交流館と合わせて、今までは人数を基本とした料金体系となっておりました。

27ページでいきますと5人まで1人につき2,860円、それ以降、6人以上1人につき2,390円といった料金体系になっておりましたけれども、1棟、棟を基本とした料金体系、10人まで5,000円といったようなところで、どちらかという棟を中心とした料金体系に改定しております。

以上で、議案第91号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第30、議案第91号吉賀町老人福祉セン

ター条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第31. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第92号令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第92号令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第1条、令和5年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益2億4,520万2,000円に25万8,000円を追加いたしまして、2億4,546万円。第2項営業外収益1億3,696万1,000円に25万8,000円を追加し、1億3,721万9,000円。

支出でございます。

第1款水道事業費用2億4,454万円に25万8,000円を追加し、2億4,479万8,000円。第1項営業費用2億2,460万7,000円に25万8,000円を追加し、2億2,486万5,000円となるものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額6,562万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,562万7,000円で補填するものとする。」を「不足する額6,279万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,279万5,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入1億3,240万2,000円に7,089万5,000円を追加し、2億329万7,000円。第1項企業債4,960万円に4,840万円を追加し、9,800万円。第2項県補助金2,260万円に2,200万円追加し、4,460万円。第4項工事負担金、今回新たに49万5,000円を追加をいたします。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出1億9,389万7,000円に7,219万5,000円を追加し、2億6,609万2,000円。第1項建設改良費7,318万6,000円に7,219万5,000円を追加し、1億4,538万1,000円。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額4,960万円を9,800万円に改める。

第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費1,715万5,000円を1,741万3,000円に改める。

第6条、予算第9条中、1億5,109万9,000円を1億5,135万7,000円に改める。

令和5年12月6日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第92号令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

ページを進んでいただきまして説明書がございますが、そこを進んでいただきまして11ページをお開きいただきたいと思います。11ページでございます。

収益的収入及び支出、いわゆる3条予算でございます。今回補正させていただきますのは、この部分におきましては、給与改定に伴う補正というふうにお考えいただきたいと思います。

まず、支出のほう、下の大きな枠の中でございまして、項1営業費用、目の3総係費でございます。この分につきまして、給与改定に伴います金額25万8,000円を計上しているところでございます。

上を見ていただきまして、収入の枠をお願いいたします。

収入におきましては、項の2営業外収益、目の2他会計補助金でございます。右を見ていただきまして節でございます。他会計補助金25万8,000円、給与改定に伴います額に見合いますものの額を計上しているということでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出、いわゆる4条予算でございます。この部分につきましての補正の内容、主な補正の内容でございますけれども、今現在、水道事業を厚生労働省が所管をしております。令和6年度からは所管が変わりまして、施設整備それから管理等におきましては国土交通省、それから、水質衛生部門につきましては環境省が所管をいたします。所管替えが行われます。

この所管替えに伴いまして、言えば国の都合ということになりますけれども、厚生労働省のほうは今持っている予算を、言葉で言いますと「全部吐き出す」というような形になりまして、来年度予算を前倒しをして補正がつけました。この関係で、今現在、大野原の布設替工事を行っておりますけれども、その布設替工事費のほうに補正を行いたいということで、計上させていただくというものが主なものでございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、支出のほうを御覧をいただきたいと思います。

項の1建設改良費、目の1水道施設整備費でございます。7,219万5,000円の補正でございます。

主なものといたしましては、先ほど申しました節の25工事請負費でございます。6,985万円を計上させていただいております。この分につきましては、大野原・柿木地区の布設替工事、管路の更新工事でございます。この部分に計上させていただきたいというふうに考えております。今現在、大野原ほぼほぼ終わってまいりまして、月瀬橋の辺りまで柿木側へ下がってまいりました。来年度に予定をしておりますのが、向こう側、月瀬側のほうの残っております管路、それから国道を下っていただきまして民家が2軒ほどございます。そこまでの管路の改良、この部分を残すのみとなってまいりまして、この工事と併わせまして、柿木地区について工事を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。そうした費用を計上しているところでございます。

それから、節の12その上でございます委託料159万円を計上しております。これは柿木地区の設計委託、設計費でございますけれども、既に柿木地区、設計は終わっておりますが、細かく分けをしながら発注をしていくという数量分けができておりません。全体的に工事を全部発注すれば、それで事が済むんでございますけれども、なかなか工事、小分けをしてまいりますと、そうはいかないという関係で、この数量を細かく分ける作業をしたいということで、その分に係ります経費159万円を計上させていただいているところでございます。

その上の節7、8、11につきましては、工事請負費に伴います事務費、この部分について計上しているというふうにお考えを頂きたいと思います。

続きまして、収入の部でございます。

項の1企業債、目の1企業債でございます。企業債に関しましては、4,840万円を計上させていただいております。

それから、その下、2の県補助金でございますけれども、ここに当たります工事請負費に当たります補助率で計上し、2,200万円の計上ということでございます。

一番下、節の1工事負担金を計上しております49万5,000円でございます。防火水槽の負担金というふうに書いておりますけれども、これは今年、現年分の工事でございます。木部谷の中村地区に防火水槽がございます。防火水槽はこれまで谷水が水の源になっておりまして、この分につきましては、水道のほうに切り替え、水道から水が供給できるようにした、その工事に対しましての負担金を所管しております総務課のほう、ここからいただいております。その内容でございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第31、議案第92号令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第32. 議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第93号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第93号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

総則、第1条、令和5年度吉賀町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入による支出、第2条、令和5年度吉賀町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款下水道事業収益2億6,126万1,000円に61万8,000円を追加し、2億6,187万9,000円。第2項営業外収益2億999万3,000円に61万8,000円を追加し、2億1,061万1,000円。

支出でございます。

第1款下水道事業費用2億6,126万1,000円に121万6,000円を追加し、2億6,247万7,000円。第1項営業費用2億3,722万円に85万6,000円を追加し、2億3,807万6,000円。第2項営業外費用2,349万1,000円に36万円を追加し、2,385万1,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,461万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93万

1,000円、過年度分損益勘定留保資金1,685万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,682万4,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,180万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,781万2,000円、当年度分損益勘定留保資金9,298万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入8,990万円から1,640万円を減額いたしまして、7,350万円。第1項企業債2,750万円から1,640万円を減額し、1,110万円。

支出でございます。

第1款資本的支出1億8,451万3,000円に79万円を追加いたしまして、1億8,530万3,000円。第1項建設改良費1,463万6,000円に79万円を追加し、1,542万6,000円でございます。

企業債、第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。対象といたしますのは特定環境保全公共下水道事業で、2,750万円から1,640万円を減額いたしまして、1,110万円といたします。

次のページでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

1、職員給与費1,016万8,000円に61万8,000円を追加いたしまして、1,078万6,000円。

他会計からの補助金、第6条、予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。他会計からの補助金1億3,888万円に61万8,000円を追加し、1億3,949万8,000円でございます。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第93号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

ページを進んでいただきまして、説明書の14ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出のページでございます。

収益的収入及び支出、いわゆる3条予算でございますけれども、この主な補正の内容につきましては、給与改定に伴います補正でございます。

それと併せまして、水道と一緒に下水道につきましても料金の改定を考えております。その審議会の経費を計上させていただいておるところでございます、詳細に説明させていただきたいと思っております。

まず、支出の下の大きな枠を見ていただきたいと思います。

項の1営業費用、目の4総係費でございます。85万6,000円を補正させていただくものでございます。

まず、先ほども申しましたように報酬のところを御覧いただきたいと思います。20万3,000円を計上させていただいております。これは料金審議会におけます8名の方の報酬というところで計上させていただきました。

水道の料金の改定の審議と併せまして下水のほうも行っていくという話につきましては、年度初めの全員協議会の場で説明させていただきました。経営戦略と併せて説明させていただいておるところでございますけれども、実は進め方におきまして、水道の審議会を進めた後に下水道というふうに考えておったんですけれども、同時に進行していくというやり方もございますので、そういった部分に思い当たりまして、今回計上させていただいたというものでございます。この分につきましては、また来年の1月ぐらいから始められれば、立ち上げられればというふうに考えておりますけれども、そのところでまたもんでいながら、終わってからやるのか、それとも一緒にやっっていこうとするのかというふうにつきましては、また改めて決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、給与改定に伴います部分の手当、節のところ、手当でございます。30万円計上しておりますけれども、期末手当が14万9,000円、勤勉手当が13万6,000円を計上させていただいております。

ページを戻っていただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。

ここは、給与費明細書の部分になりますけれども、上から2段目の枠、職員手当の内訳という部分を御覧いただきたいと思います。真ん中の行に期末勤勉手当という行がございます。比較の部分に12万4,000円の計上がございます。今回の給与改定に伴います期末勤勉手当の改定額につきましては、12万4,000円ということになっておるわけでございますけれども、14ページに戻っていただきまして、計上させていただいております金額につきましては、合計いたしまして28万5,000円を計上させていただいておるところでございます。

これにつきましては、実は昨年のおところでの引当金を計上するところで、引当金のほうに誤りがございました。引当金は、前年度部分については当年度に出しますけれども、次の年の6月の

一時金につきましては12、1、2、3と引当金のほうへ引き当てておくということでございます。

その部分につきまして、新年度部分で6月の一時金を出していくという形になっておりますけれども、その金額に誤りがございました関係で、6月の一時金を支出いたしますと今度12月の一時金が不足してまいります。そうした部分も合わせて計上させていただいたということがございます。これにつきましては、大変申し訳ございませんでした。ということで、今回の給与改定に併せまして、この部分につきましても補正をさせていただきたいということで、合わせまして28万5,000円の計上をさせていただいておるというものでございます。

収入につきましては、他会計補助金、一般会計からの繰入金が61万8,000円。これにつきましては、給与改定の部分に見合う金額を収入として受けているところでございます。

ページを進んでいただきまして、15ページでございます。

資本的収入及び支出、4条予算でございます。

収入、上の欄、収入でございます。企業債でございます。資本費平準化債につきましては、1,640万円の減額させていただいておるところでございます。

これにつきましては、再計算の結果、この部分について多く計上していたということございまして、その部分を減額をさせていただきたいということでございます。

それから、支出のほうでございます。

下水道施設整備費でございます。工事請負費でございます。79万円でございますが、これは農業集落排水事業に係ります柿木地区のナンバー1のポンプ所、ここにあります水位計が壊れております。その部分を修繕をするという金額79万5,000円を計上しているというところでございます。

以上、詳細説明に代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第32、議案第93号令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をして、次に進みます。

日程第33 議案第94号

○議長（安永 友行君） 日程第33、議案第94号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第94号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,154万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

2ページ、第1表の歳入歳出予算のまず歳入でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金7,787万9,000円から23万8,000円を減額いたしまして、7,764万1,000円。これに伴います歳入合計7億4,178万5,000円から23万8,000円を減額し、7億4,154万7,000円でございます。

3ページは歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費2,851万4,000円から62万5,000円を減額し、2,788万9,000円。

10諸支出金、1償還金及び還付加算金156万円に27万9,000円を追加いたしまして、183万9,000円。

11予備費、1予備費636万3,000円に10万8,000円を追加し、647万1,000円でございます。これに伴います歳出合計でございます。7億4,178万5,000円から23万8,000円を減額し、7億4,154万7,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第94号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を行います。

予算書7ページをお開きください。

1款総務費、目1一般管理費、右に行っていただきまして、001人件費についてでございます。82万2,000円のマイナスの計上でございます。こちらにつきましては、給与改定による増額と職員の退職による減額によるものでございます。

8ページから12ページの給与費明細書につきましては、お読み取りください。

その下の002一般管理事務費、補正額19万7,000円の計上でございます。会計年度任用職員につきましては、給与改定による計上でございます。その下のソフトウェア購入費につき

ましては、国民健康保険標準システム連携用のソフト購入費でございまして、業者とのリモート使用のために必要となるものでございます。

10款諸支出金、目3償還金、右に行っていたきまして003償還金、国庫支出金還付金、補正額27万9,000円の計上でございます。国保事業の交付金の精算額が確定したことによる計上でございます。

11款予備費、目1予備費、補正額10万8,000円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書6ページをお開きください。

8款繰入金、目1一般会計繰入金、右に行っていたきまして、節2職員給与費等繰入金、補正額62万5,000円のマイナス計上でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明いたしました人件費分と物件費分でございます。節4財政安定化支援事業繰入金、補正額19万8,000円のマイナス計上でございます。その下の5その他一般会計繰入金、補正額58万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、全て金額が確定したことにより計上をしております。

以上、議案第94号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第33、議案第94号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第34. 議案第95号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第34、議案第95号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第95号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,303万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、2ページでございますが、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金1億8,740万8,000円から1,300万1,000円を減額いたしまして、1億7,440万7,000円。

6諸収入、5雑入318万4,000円に1,300万1,000円を追加いたしまして、1,618万5,000円でございます。これに伴います歳入合計でございますが、相殺をいたしておりますので、補正前の額2億6,303万6,000円、補正後においても同額となります。

事項別明細書以降につきましては、担当いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第95号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を行います。

予算書の4ページをお開きください。

このたびの歳入のみの計上となります。

4款繰入金、目6療養給付費負担金、右側に行ってくださいまして、節1療養給付費負担金。療養給付費につきましては、補正額△1,300万1,000円を計上しております。

その下の6款諸収入、目5雑入、右側に行ってくださいまして、節1雑入、補正額1,300万1,000円を計上しております。令和4年度の療養給付費負担金の額確定によるもので、広域連合からの還付とその還付による繰入金の調整による計上でございます。

以上、議案第95号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第34、議案第95号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第35. 議案第96号

○議長（安永 友行君） 日程第35、議案第96号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第96号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,404万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金2億1,319万円に10万3,000円を追加し、2億1,329万3,000円。

9諸収入、2雑入329万8,000円に70万3,000円を追加し、400万1,000円。これに伴います歳入合計でございます。11億7,324万1,000円に80万6,000円を追加し、11億7,404万7,000円でございます。

次のページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費5,035万3,000円に22万5,000円を追加し、5,057万8,000円。3介護認定審査会費1,477万6,000円に23万2,000円を追加し、1,500万8,000円。

5地域支援事業費、3包括的支援事業・任意事業費1,155万8,000円に34万9,000円を追加し、1,190万7,000円。これに伴います歳出合計でございます。11億7,324万1,000円に80万6,000円を追加し、11億7,404万7,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第96号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を行います。

予算書の7ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

1款総務費、目1一般管理費、右に行ってくださいまして、001人件費、補正額22万5,000円。

その下の目1 認定調査費、右に行っていただきまして、003 認定調査費、補正額23万2,000円の計上でございます。こちらにつきましては、給与改定による増額でございます。

8ページから12ページの給与費明細書につきましては、お読み取りをください。

予算書7ページで、5款地域支援事業費、目5任意事業費、右側に行っていただきまして、節12委託料、003食の自立支援事業費、その下の業務運営関係委託料、補正額26万5,000円の計上でございます。こちらにつきましては、食数の増加による増額でございます。その下の庁用器具費、補正額8万4,000円の計上でございますが、こちらにつきましては、食数の増加によりコンロを設置する台が必要になったために計上をしております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書6ページをお開きください。

7款繰入金、目1一般会計繰入金、右側に行っていただきまして、節4職員給与費等繰入金、補正額22万5,000円。その下の節5事務費繰入金、補正額23万2,000円につきましては、歳出で御説明をさせていただきました給与改定による人件費分でございます。その下の節6その他繰入金、補正額△35万4,000円。

それから、その下の9の款諸収入、目4雑入、右側に行っていただきまして、節1雑入、任意事業負担金、補正額70万3,000円でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明をさせていただきました食の自立支援事業費で、増加による利用者料の計上でございます。

以上、議案第96号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第35、議案第96号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第36. 議案第97号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第36、議案第97号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第97号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,182万1,000円

とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、第1表の歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費3,984万9,000円に12万9,000円を追加いたしまして、3,997万8,000円。

7予備費、1予備費69万1,000円から12万9,000円を減額し、56万2,000円。これに伴います歳出合計でございます。予算間での流用となりますので、予算的には相殺をされることになりまして、補正前、補正後におきましては、いずれも6,182万1,000円となります。

4ページにお進みを頂きたいと思えます。歳出の事項別明細でございます。

今回の補正につきましては、ほかの会計でもありますように、給与改定に伴いますその財源、これを予備費から充用するというものでございます。

3歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、目1一般管理費2,050万9,000円に12万9,000円を追加いたしまして、2,063万8,000円となるものでございます。内訳といたしましては、報酬が3万7,000円、給料が1万6,000円、職員手当等が6万5,000円、共済費が1万1,000円ということでございます。内訳につきましては、5ページから9ページに掲載しております給与費明細のほうで内容の御確認をいただきたいと思えます。

続きまして、下段の7款、予備費でございます。1項予備費、目1予備費69万1,000円から12万9,000円を減額いたしまして、56万2,000円とするものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本案については、詳細説明はありませんので、説明については終わり、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第36、議案第97号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第37. 議案第98号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第37、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）であります。

令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,612万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,969万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は「第5表地方債補正」による。

令和5年12月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページは、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税36億6,451万3,000円に4,940万2,000円を追加し、37億1,391万5,000円。

12分担金及び負担金、1分担金2,012万6,000円から451万3,000円を減額し、1,561万3,000円。

14国庫支出金、1国庫負担金3億9,966万9,000円に339万9,000円を追加し、4億306万8,000円。2国庫補助金4億1,068万6,000円に1億5,486万6,000円を追加し、5億6,555万2,000円。

15県支出金、2県補助金3億7,633万5,000円から2,848万6,000円を減額し、3億4,784万9,000円。

18繰入金、2基金繰入金4億9,789万7,000円に1億1,868万6,000円を追加し、6億1,658万3,000円。

20諸収入、5雑入4,722万7,000円に66万8,000円を追加し、4,789万5,000円。

21町債、1町債10億6,329万8,000円に3,210万円を追加し、10億9,539万8,000円。これに伴います歳入合計であります。79億3,356万8,000円に3億2,612万2,000円追加し、82億5,969万円となるものでございます。

次は、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,264万9,000円に22万7,000円を追加し、7,287万6,000円。

2総務費、1総務管理費9億8,035万1,000円に3,893万5,000円を追加し、10億1,928万6,000円。2徴税費4,364万8,000円に73万円を追加し、

4,437万8,000円。3戸籍住民基本台帳費2,102万2,000円に41万3,000円を追加し、2,143万5,000円。

3民生費、1社会福祉費12億1,352万6,000円に8,715万2,000円を追加し、13億67万8,000円。2児童福祉費5億3,720万1,000円に609万1,000円を追加し、5億4,329万2,000円。3生活保護費7,420万8,000円に883万5,000円を追加し、8,304万3,000円。

4衛生費、1保健衛生費5億8,750万1,000円に1億555万8,000円を追加し、6億9,305万9,000円。2清掃費1億8,081万円に41万9,000円を追加し、1億8,122万9,000円。3水道事業費1億5,109万9,000円に25万8,000円を追加し、1億5,135万7,000円。

6農林水産業費、1農業費5億770万円に238万2,000円を追加し、5億1,008万2,000円。2林業費3億1,956万2,000円に61万3,000円を追加し、3億2,017万5,000円。

7商工費、1商工費1億8,215万9,000円に5,204万2,000円を追加し、2億3,420万1,000円。

8土木費、1土木管理費2億7,435万4,000円に151万1,000円を追加し、2億7,586万5,000円。2道路橋梁費3億4,271万9,000円に8万1,000円を追加し、3億4,280万円。

9消防費、1消防費5億6,463万5,000円に157万5,000円を追加し、5億6,621万円。

10教育費、1教育総務費2億7,620万2,000円に193万4,000円を追加し、2億7,813万6,000円。2小学校費8,954万6,000円に1,526万5,000円を追加し、1億481万1,000円。3中学校費4,978万8,000円に69万5,000円を追加し、5,048万3,000円。4社会教育費1億9,718万6,000円に126万9,000円を追加し、1億9,845万5,000円。5保健体育費6,235万1,000円に13万7,000円を追加し、6,248万8,000円。これに伴います歳出合計であります、79億3,356万8,000円に3億2,612万2,000円を追加し、82億5,969万円となるものでございます。

続きまして、5ページの「第5表地方債補正」であります。

起債の目的、1合併特例事業債、補正前の限度額4億7,860万円を5億1,070万円と変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんので、お

読み取りを頂きたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

最初に、予算書は進んでいただきまして、28ページをお開きいただければと思います。予算書の28ページでございます。ここからが、給与費明細書を記載をさせていただいております。

28ページの上段、1特別職の表、これのちょうど下ですけれども、比較の欄に数字が入っているところがあるかと思えます。職員数について、その他の特別職、10報酬について28万7,000円の数字があるかと思えます。この内容について御説明をさせていただきます。

内容的には3つございまして、1つが、成年後見人等受任調整委員が4名でして15万2,000円。それから2つ目として、新病院建設基本計画策定委員会委員が6人で11万4,000円。それから教育委員で、これが2万1,000円であります。こうした内訳となっております。後ほど、それぞれ歳出予算のところに出てまいりますので、そのときにもまた説明をさせていただきたいと思えます。

それから、28ページの下段です。2一般職、（1）総括の表を見ていただければと思います。

まず、職員数のところに1減というところで数字があるかと思えます。これは職員の退職に伴うものです。それからこの欄ですけれども、それぞれに数字が入ってあるかと思えますけれども、主だったところを申し上げますと、今回の給与改定に伴う部分、それからこれまでの人事異動、退職も含みますが、そうしたものを反映させていただいているということでございます。

29ページ以降にその内容について幾らか示しておりますので、御確認を頂ければというふうに思えます。

それでは、歳出予算から説明してまいります。

予算書は戻っていただきまして、11ページをお開きください。予算書11ページの下段です。総務費、総務管理費、1一般管理費、002一般事務事業費でございます。報奨金として9万1,000円の予算計上がございます。内容といたしましては、これは激励費でございます。全国大会であったり、中国大会であったり、スポーツがよくあるケースですけれども、そうした大会に出場するという方々に、幾らかの費用をお渡しをしているというところがあります。今年度については、そうした方々が例年になく多いという状況もございまして、今回これからのことも考えまして予算計上させていただいております。

それから、その下の業務運営関係委託料72万6,000円でございます。これは、多岐にわ

たってマイナンバー法の分野がいろいろな分野ごとに事務的にも進められております。それを進める中で、一定、町の例規にどれほど影響があるのかというところを点検をしたいというふうな考えを持っておりまして、例規のそうした点検整備の支援業務を委託をしたいというものでございます。その部分での予算計上でございます。

それでは、次のページに移ります。12ページです。中ほどの5財産管理費でございます。

まず、002財産管理総務費というところで、消耗品326万4,000円の減額があらうかと思えます。内容といたしましては、今年度、消火器の更新事業を行ったところと。結論からいうと、これは入札減を今回減額させていただくというものでございます。

それから、下がっていただきまして、006普通財産管理費の改修工事費50万円の予算計上があらうかと思えます。これにつきましては大変申し訳なかったんですが、当初予算で六日市地内の新町駐車場のフェンスの修繕を行うということで予算計上させていただいておったところなんですが、いよいよ工事の手続きに入る直前になりまして、その見積りに、数字に誤りがあったというところで、その不足が判明いたしました。その部分について予算計上させていただいたものでございます。

それから、その下の維持管理工事費66万円の予算計上があらうかと思えます。これについては支障木の伐採でございます。支障となる木の伐採ということで、場所につきましてはみろく公園がありますが、そちらに進入路、これは上り坂になっております。その進入したところの右手ののり面の部分なんです、これ町有地になっておりまして、その立木が隣接している民家のほうの建屋に非常に近くなっているというか、接触するというような状況もございまして、そちらの民家の方からお話がありまして、これを伐採をしたいというものでございます。

それから、その下です。002財産管理総務費というところで、そのさらに下ですけども指定管理施設等光熱費高騰対策補助金、その下を少し飛ばしていただきますと、今度は保健福祉課の財産管理総務費、さらにその下、産業課の財産管理総務費、次のページに行ってくださいまして、13ページの右上になりますが教育委員会の財産管理総務費、これ全て、指定管理施設等光熱費高騰対策補助金ということでございます。ここの部分につきましては資料がございまして、参考資料の34ページを御覧いただければと思います。

参考資料の34ページ、見ていただきますと、今、予算書のところで申し上げました所管、それから各施設、さらには補助金の金額を一覧表にしたものでございます。この補助金につきましては、さきの9月定例会において一旦提出をさせていただいたものではありませんけれども、その部分について、今回改めて予算計上させていただいたということでお読み取りをいただければというふうに思います。9月時点から若干数字が変更になっているかと思えます。主たる理由といたしましては、当然この数字の再計算もそれぞれで行ったわけなんですけれども、その9月定例

会に提案する時点での、数字の見込みから、その後、国におかれましては特に燃料費関係の物価高騰分について、価格高騰について抑制を引き続きかけられたというような状況もありまして、そうしたものを加味した上で、改めて今回計算し計上させていただいたというものでございます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、予算書は13ページの上の部分です。8電算管理費でございます。003機関係システム運営管理費、システム改修委託料の予算計上があるかと思えます。ここは2つのシステムの改修が含まれております。

1つ目が、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修でございます。ごく簡単に申し上げますけれども、振り仮名の記載を戸籍の記載事項として入れると、それから住民基本台帳、ここにも振り仮名の記載を項目として入れるというような、これは国の法律というところの変更に伴うものでありますけれども、そうしたものが要請されておるところでございます。それに向きまして予算的には339万5,500円というシステム改修料を計上しておるところでございます。

それからもう一つの内容ですけれども、税制改正に伴うシステム改修であります。森林環境税の創設についてということで、12月1日の全員協議会で、これは税務住民課が説明させていただいたところでありまして、その税制改正に関連してシステムの改修が必要となるというものでございます。金額にいたしますと341万5,500円の予算計上合わせて680万9,000円ということで計上させていただいておるところでございます。

それから、下がっていただきまして13の定住推進費です。002定住推進費の民間賃貸住宅建設補助金700万円の減額がしてございます。これは当初予算、同額を計上いたしておったわけなんですけれども、この時期になりまして、今年度中の申請についてはないであろうというところでありまして、この部分については新築を対象にした補助金ということになりますので、时期的にもなかなか厳しいものがあるというところもありましてこれは全額減額をさせていただきました。

それから、その下の民間賃貸住宅等整備補助金であります。2,030万円の予算計上ですが、この内容につきましては12月1日、全員協議会におきまして企画課から一定説明をさせていただいたものでございます。その内容を反映させたものとしてお読み取りをいただければと思います。

さらにその下です。14生活安全対策費、003地域公共交通対策費であります。萩・石見空港利用促進事業補助金60万円の予算計上があるかと思えます。この部分につきましては、片道3,000円、当然往復が6,000円ですけれども、萩・石見空港の利用をしていただいた方に補助金を交付しているところでございます。その部分につきましては、これから年末年始、それから年度末、そうした時期も迎える中で予算的な不足が予測されることから計上させていただいたものです。

それから、その下の公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急対策事業補助金27万2,000円

です。これにつきましては、9月補正におきまして、既に上半期分の予算については計上済みのものであります。これは島根県との共同事業のような形を取っておりますけれども、県におかれましては今年度下半期もこの制度を延長させるというふうなことになりましたので、それに連動して下半期分の予算計上をさせていただいたというものであります。いわゆるタクシー事業者さんへの燃料高騰分の補助というふうにお読み取りをいただければと思います。

それでは、進んでいただきまして15ページであります。民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費の006成年後見支援事業費です。成年後見人等受任調整委員15万2,000円、それから報償金15万2,000円の減額、同額で増減をかけているものです。これは、先ほど給与費明細書で申し上げたところがここに出てまいりました。それではこの部分につきましては、いわゆる附属機関の見直しをする過程におきまして報償金を計上しておいた部分、これを報酬に切り換えさせていただくというものであります。附属機関の見直し点検による組み替えが必要だというふうに考えますので、今回予算を、計上いたしましたものです。

それから、その下の012電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費、総額で8,570万4,000円の予算計上があるかと思っております。これにつきましては資料がございます。資料35ページと36ページであります。これについては、この直前といいますか、国の総合経済対策、これが追加されたことに伴う、いわゆる7万円の給付事業に係る予算ということで見ていただければと思います。

それで、資料35ページと36ページにつきましては、左上に前回資料R5.3.22送付というふうに書いてあるかと思っておりますが、これは3万円給付のときに国が示した資料をおつけしておりますので、ここで書かれている、資料35ページの下に算定方法①（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯1世帯当たり、資料では3万円というふうになっているかと思っておりますけれども、これは7万円というふうに読み替えていただければと思います。事業の組み立ても基本的には変わっておりませんので、ちょっと申し訳なかったですけども、こういう資料を提示させていただいております。7万円の給付事業に係るものということでございます。

予算書、すみません、戻っていただきます。15ページの下になります。3高齢者福祉施設費です。002老人福祉センター管理費修繕料170万3,000円の予算計上です。内容についてですけども、これは施設ははとの湯荘でございまして、そこにあります、除じん機の老朽化等に伴いまして、除じん機の取り替えが必要となっていまいりましたので、その部分で予算計上。加えて、いわゆる通常修繕分というふうにいっていますけれども、幾らか修繕が、毎年、毎時期かかるものがあります。今年の修繕の状況から、幾らかちょっと不足が予測される部分もございまして、合わせて170万3,000円の予算計上をさせていただきました。

それから、その下の004デイサービスセンター管理費、修繕料と庁用器具費が記載をしてお

ります。施設は六日市デイサービスセンターです。これは、共に六日市のデイサービスセンターです。修繕料については地下タンクのマンホールの蓋ですけれども、これもまた老朽化が目立ったものでして、ちょっと危険なところがありますから、そこを取り替えたいというもの、それから庁用器具費に関しては、これは石油ファンヒーターを買い換えると、こういう内容になっております。

それから、次のページに進んでいただきまして、予算書16ページの上ですけれども、4障がい者福祉費です。005自立支援給付事業費、システム改修委託料があろうかと思えます。これにつきましては、令和6年度障がい福祉サービスの報酬改定、これに伴うシステム改修が必要というところで委託料の予算計上でございます。

それから、その下、003特別障がい者手当費、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、それぞれ予算計上してありますけれども、これは受給者の増加が見込まれるというところで予算計上をいたしております。

次のページに進みます。予算書は17ページでございます。

民生費、児童福祉費、2保育所費、002保育所総務費、保育施設物価高騰対策応援金105万8,000円になろうかと思えます。これも文字どおり、物価高騰等でいろいろな影響を受けているというところで、町内の4つの保育所に対して支援金を補助するという内容になります。町内の4つの保育所ですので、双葉保育所、六日市保育所、七光保育所、かきのき保育所にそれぞれ対するものでございます。この数字の算式なんですけれども、各保育所に対して定額部分として12万円、それから定員分として、その保育所の定員、これに応じて金額をはじきまして、支援金をお渡しをするという、こういう内容となっております。

それから、その下でございます。3放課後児童対策費、002放課後児童対策事業費、業務運営関係委託料187万2,000円があろうかと思えます。内容につきましては放課後児童クラブの国の基準額の変更に伴うものというふうにお読み取りをいただければと思います。

それから、次のページに進みます。18ページです。中段から下になります。衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費、005地域医療対策費です。総額で1億248万9,000円の予算計上があろうかと思えます。

まず、新病院建設基本計画策定委員会委員です。それから報償金というところがあろうかと思えます。この部分につきましては、さきに議案も上程させていただいたところがありますけれども、この委員会の委員に対する報酬というもので予算計上しています。報償金が20万8,000円の減額というふうになっておりますけれども、この部分につきましては、もともと新病院建設基本計画策定委員の予算が11万4,000円あったというところ、それからもう既にその任は終えているところですのでけれども医療法人設立検討委員会、これの予算残として9万4,000円が

ありましたので、それを今回併せて減額をするという内容となっております。

それから、修繕料の100万円であります。これにつきましては、公設民営化に伴いまして、例えばなんですけれども、システム改修に伴って施設内の配線を修繕するとか、そうした内容を想定しているわけなんですけれども、現六日市病院施設内における修繕が幾らか必要であろうという見込みの中から、今回100万円の予算計上をさせていただいているというものであります。

それから、その下の調査分析委託料です。157万3,000円。これは、これまでも説明させていただきましても、新たな会計、公営企業会計という取り扱いになりますけれども、病院事業会計を取り入れるということになってまいります。その会計を取り入れるに当たりまして、指導助言業務を、いわゆる専門家の方に委託をしたいというものでございます。

その下の公営企業会計出資金1億円の予算計上があるかと思えます。この部分については参考資料がありますので、そちらで説明をさせていただきます。

参考資料は37ページをお開きください。今、予算書で申し上げました公営企業会計出資金1億円の説明ということでございます。タイトルといたしましては吉賀町病院事業会計への出資金ということで、まず最初に、(1)として一般会計、病院事業会計及び医療法人会計の関係というふうに記載をしております。予算書に出てきた出資金というのは、一番左側の一般会計の部分ということになります。その1億円がどのような流れになるのかというのが、この図で表していますけれども、病院事業会計のほうに移っていきます。病院事業会計でいいますと他会計出資金として収入になり、そして診療報酬交付金として、これを支出いたします。その支出先といたしましては、医療法人会計の方に支出をするという、こういう流れということになります。

会計間の関係を今申し上げたところですがけれども、それを踏まえた上で(2)を見ていただければと思います。病院運営における診療報酬の流れと補正予算というところです。これはちょっと読み上げますがけれども、病院運営において自己負担分を除く医療費は1か月ごとに社会保険診療報酬支払基金を通して健康保険組合に請求します。支払基金において請求明細書を確認し、診療月の2か月後に保険者に請求、この診療報酬が保険者から支払基金、支払基金から病院に支払われることとなります。このため病院事業会計では、当月発生する医業費用に対する診療報酬収入が原則2か月遅れで入ってくることとなり、その間の支出に対応する資金の保有が必要となっております。

なお、一時借入金での対応もできますが、年度末には全額精算しなければなりませんので、結果として自己資金が必要となるというふうなことになります。この資金につきまして、一般会計から病院事業会計への出資金として、このたび予算計上をしておるというものです。

さらにその下です。(3)吉賀町病院事業会計における必要資金の試算でございます。1億円の大まかな根拠を示させていただいております。吉賀町病院事業会計(よしか病院)の運営にお

ける診療報酬2か月分に相当する必要資金等を下記のとおり試算をしたところです。

①支払基金からの診療報酬によるものを、年間診療収益見込み（自己負担を含むもの）で約7億円、保険者負担割合80%で試算、それから1か月当たり診療報酬収入を約4,700万円、必要資金として2か月分相当を約9,400万円ということで見込んだところでございます。

それから、②その他によるものとして支払基金からの診療報酬のほか、自己負担の納付遅れや第三者請求による収入時期の繰り延べ等が生じることもあるから、これらに必要な資金も計上しております。これの必要資金として600万円、合計、必要資金として1億円というこういう試算でございます。この金額について、このたび出資金として予算計上しておるといふところでお読み取りをいただければというふうに思います。

すみません、ちょっと長く説明しましたが、予算書のほうに戻っていただきたいと思います。

予算書は19ページに移ります。19ページの中段からちょっと下です。衛生費、清掃費、1清掃総務費、002清掃総務費、一般廃棄物収集運搬業者燃料費支援事業補助金41万9,000円の予算計上です。内容につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、さらに資源ごみの収集運搬業者さんに対する補助金でございます。文字どおり、燃料高騰の影響を受けているであろう、その部分について補助金を支出をさせていただきたいという、こういう内容であります。令和3年4月と令和5年の上半期の状況、そうしたものを比較した上で、そこの軽油価格で算定いたしました。その上昇分について補助をするというところでございます。

それでは、次のページに進んでいただきます。21ページにお進みください。農林水産業費、農業費、4農業振興施設費です。003農業振興施設管理費、光熱水費52万円の予算計上があるかと思えます。これは施設でいいますと地域食材供給施設、道の駅かきのきむらでありますけれども、ここの電気代の支払いについては一旦役場が支払って、その部分を指定管理者から受け取るという、こういう方式を取っておる関係で、その部分について予算計上いたしたというところでもあります。

進んでいただきまして、次の22ページです。中ほどのところになります。商工費、商工費、1商工振興費です。002商工振興総務費、まず物価高騰等対策経営継続補助金130万3,000円の予算計上がございます。これにつきましては、この補助金について、いわゆる精算といいますか、事業の終結というふうに区切らせていただいて予算残の部分については、ここで一旦減額をさせていただいております。

それから、その下の2つです。物価高騰等対策経営継続支援金、物価高騰等対策特別支援金。これにつきましては12月1日の全員協議会で、産業課が説明させていただいた部分でございます。内容についてはその部分がここに含まれてくるというところでお読み取りをください。

それから、その下です。2観光費、006健康増進交流促進施設整備事業費、改修工事費と補

償金、それぞれ予算計上いたしております。施設としては「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」でございます。

改修工事費の内容を申し上げますと、浴槽の改修工事を行いたいというものであります。浴槽が大きく分けて2つあるかと思うんですけれども、片方は下から泡が出るタイプの浴槽になっておりますけれども、その泡が出る部分については今ちょっと故障して、泡は出ませんが、この際、その泡が出るというのを廃止をするということです、なくすという内容でございます。

それから、その下の補償金ですけれども、これはもう既にこれまでも説明させていただいておったところですけども、ろ過器の改修工事を行っております。そのときに休業をさせていただくということが発生いたします。それに対する休業補償の部分での予算計上でございます。

それでは、進んでいただきまして24ページです。中ほどに消防費、消防費、3消防施設費、002消防施設管理費、水道受益者分担金49万5,000円があるかと思います。これにつきましては、先ほどの水道事業会計で建設水道課長が説明させていただきました木部谷の中村地内にあります防火水槽に水道管を接続したという、こういう説明をさせてもらいましたけれども、それに係る部分というところでお読み取りをください。

それから、その下に行きます。今度は教育費に入ります。教育費、教育総務費、1教育委員会費、002教育委員会費、教育委員で2万1,000円。これは給与費明細書のところでも触れました。今年度、教育委員の交代がございましたので、その部分についての予算計上というところでお読み取りください。

次のページに行きまして25ページに入ります。教育費、教育総務費、2事務局費で007特別支援教育事業費、庁用器具費として33万8,000円の予算計上があるかと思います。これにつきましては、吉賀中学校におきまして特別支援学級、これは次年度もにらんだ形になりますけれども、特別支援学級の開設準備が必要であろうというところで必要な教材について購入をさせていただきたいというものでございます。

それから下がっていただきまして教育費、小学校費、1小学校管理費、003小学校事務局管理費、図書交流費として1,449万3,000円の予算計上があるかと思います。内容につきましては、令和6年度から使用いたします教師用の指導書、それから教科書、これの購入費というところでお読み取りをいただければと思います。

歳出予算について、主立ったところを今説明をさせていただきました。

それでは次に、歳入予算のほうに移ります。

すみません、また戻っていただきまして、8ページでございます。

まず、8ページの上からまいります。地方交付税、1地方交付税地方交付税、普通交付税での予算計上があるかと思います。今回の補正予算に合わせまして、当初の決定額を今回は全額計

上させていただいたものでございます。普通交付税の算定額といたしましては32億7,731万2,000円ということになってまいります。

それから、その下の特別交付税の部分でございます。これは予算調整といえますか、そうした部分も含まれますが、特に大きいのは民間賃貸住宅建設補助金、これを減額させていただきましたけれども、そうしたものの影響で今回減額をしているというところでございます。

それから、その下です。分担金及び負担金、分担金、5農林水産業費分担金、農村地域防災減災事業費分担金でございます。451万3,000円の予算計上があります。現場といたしましては真田の田丸地内、それから注連川地内であります。両地区とも水路改修に関連する部分でありまして、田丸においては負担金について、当初、予算計上しておったところなんですけれども、結果として、その部分が不用という形になったので、そこを減額をいたしたところでございます。一方、注連川においては、その負担金の予算計上について、今回計上させていただいたというものでございます。そうした内容が含まれているというところでお読み取りをください。

それから、その下です。国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金、特別障がい者手当等給付費負担金、その下の生活保護費負担金、この2つにつきましては、先ほど歳出のところ障がい者福祉費、あるいは生活保護総務費のところ出てまいりました。そちらのほうの財源といえますか、そうしたものになるというところでお読み取りをください。

それから、1つ飛ばして、予算書8ページの一番下です。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金でございます。まず、社会保障・税番号制度システム整備費補助金339万4,000円、これにつきましては電算管理費のところ説明をいたしました氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修に係る財源となるものでございます。

それから、その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,884万5,000円、これにつきましては、内容が幾つかこの中には入ってきております。先ほど歳出のところ、特に物価高騰に関して、歳出予算を組まさせていただきたいということで説明させていただきました。そうしたものと、それから7万円給付の部分、これらが合わさって、こちらに入ってきているというところでお読み取りをいただければと思います。

次のページに行ってください。9ページに入ります。上から国庫支出金、国庫補助金、2民生費国庫補助金です。それぞれ説明欄に記載をしておりますけれども、今回の12月補正歳出予算に合わせた格好で、それぞれ所要の歳入予算を組まさせていただいているというところでございます。

それから中ほど、県支出金、県補助金です。ここにつきましても歳出予算に合わせて歳入予算を組まさせていただいておりますが、5農林水産業費県補助金、農村地域防災減災事業費交付金2,920万円の減額があらうかと思っております。これ、主には農地費の関連で所管としては建設水

道課ということになりますけれども、国への補助要望の結果、幾つかの事業につきましては財源調整をせざるを得なくなったというところがあります。その事業については、後ほど出てまいります合併特例事業債のほうに組み替えさせているという、こういうふうにお読み取りをいただければと思います。

それから、9ページ一番下です。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金でございます。これについては、今回の補正予算、財源調整の部分というところでお読み取りをください。

次の10ページに移ります。3ふるさと創生基金繰入金、それから5地域福祉基金繰入金、8まちづくり基金繰入金、それぞれ今回の補正予算の歳出に合わせて調整をさせていただいたものです。主だったところなんですが、ふるさと創生基金繰入金につきましては定住推進費で説明いたしました民間賃貸住宅等整備補助金というところ、それから地域福祉基金繰入金、これは同額ということになりますので、1億円ですが、地域医療対策費で説明いたしました公営企業会計への出資金、それからまちづくり基金繰入金でございます。これについては60万円ですが、生活安全対策費で説明いたしました萩・石見空港利用促進事業の補助金の部分というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の諸収入、雑入、9農林水産業費雑入であります。地域食材供給施設電気料52万円、これについては歳出のところでは電気料については役場が支払いを行い、指定管理者から電気料をいただくという方式にしているというふうにお話をしました。その部分というところでお読み取りください。

最後に町債、町債、3合併特例事業債であります。河川及び水路というところで3,210万円の予算計上がしてございます。今回の補正予算に関して財源調整をした部分、それから補助金額の確定による部分、そうしたものが含まれております。内容的には樋口地区の用水路改良工事、田丸地区の排水路改良事業、それから注連川地区における用水路改良工事それから勝繁ヶ池の排水路改修工事、そうしたものがここに含まれてくるというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長、野村総務課長よりの説明が終わったところですが、ここで10分間休憩します。

午後3時35分休憩

午後3時46分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計補正予算（第6号）についての提案者の提案理由の説明は終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど説明のありました収入のことなんですが、地方交付税。課長、当初32億円と言われて、今この定例会までに36億1,399万1,000円ですか。それで、今回37億1,391万5,000円。よく分からないんですが、まだ交付金、余裕があるんですか、どうですか。ちょっと、数字もオーバーしているようで、その辺の説明をお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 普通交付税の説明のことです。当初予算の段階で申し上げますと、その算定額に対しまして一定の留保をかけた上で予算計上させていただいてきております。ここに至るまでに、いわゆる当初ベースでの普通交付税の決定額というのも示されてくるというような流れになってまいります。で、先ほど私が申し上げたのが、今回5,150万2,000円の普通交付税の予算計上でございますが、これはもう留保分を含めて予算計上をさせていただいた。そして、現時点で普通交付税として今算定しておる額として32億7,731万2,000円になりましたというふうに御説明申し上げました。

で、今後の話だろうと思いますが、いわゆる再算定という段階も今後ありまして、そこで幾らかの上積み、例年の話なんですけど想定されますので、先ほど申し上げました32億何がしかのこの金額が、もう今年度はこれで最終決定ではありません。今見込んでおりますのは、幾らかの上積み分は計算できるだろうというふうな想定を今持っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 年4回算定されて、11月にいただいて、これで少しずつ国から上乗せが出てきたのかなと思っていて、そこをちょっとお聞きしたわけなんです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第37、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時52分散会